

総務省公害等調整委員会

ちやうせい

平成 28 年 8 月

第 8 6 号



フォトコーナー



▲高校ラグビー決勝（花園ラグビー場）
（写真提供：大阪府東大阪市）



▲ふれあい祭り
（写真提供：大阪府東大阪市）



▲布引公園～磐梯山
（写真提供：福島県郡山市）



▲張子-虎
（写真提供：福島県郡山市）

公害等調整委員会委員紹介（平成28年7月1日発令）



まつだ たかとし
松田 隆利 委員

（元内閣府大臣補佐官、元総務事務次官）



たかはし しげる
高橋 滋 委員（再任）

（一橋大学大学院法学研究科教授）

目 次

フォトコーナー

公害等調整委員会新委員紹介（平成 28 年 7 月 1 日発令）

第 46 回公害紛争処理連絡協議会（平成 28 年 6 月 2 日開催）から

公害等調整委員会委員長あいさつ	1
公害等調整委員会委員長 富越 和厚 ※	
全国の公害紛争処理の概況報告等について	3
公害等調整委員会事務局長 飯島 信也 ※	
「山形県公害審査会「調停」事件紹介	11
山形県環境エネルギー部水大気環境課長 小野 保博	
「悪臭公害の特徴と問題点」	28
前・公益社団法人 におい・かおり環境協会 会長 岩崎 好陽	
「裁定手続について」	39
公害等調整委員会事務局審査官室審査官 遠山 敦士 ※	

公害等調整委員会の動き	48
1 審問（調停）期日の開催状況（平成 28 年 4 月～6 月）	
2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成 28 年 4 月～6 月）	
3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要（平成 28 年 4 月～6 月）	
公害等調整委員会事務局 ※	

都道府県公害審査会の動き	54
受付・終結事件の概要（平成 28 年 4 月～6 月）	
公害等調整委員会事務局 ※	

ネットワーク	
最前線紹介 一致団結！ひがしおおさか！	61
大阪府東大阪市環境部公害対策課	
がんばってまーす 今こそお互い様の精神で	63
福島県郡山市生活環境部環境保全センター 尾形 文哉	

平成 28 年度公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議の開催	66
公害等調整委員会事務局 ※	
公害紛争処理制度に関する相談窓口 ※	

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真

デコ屋敷（写真提供：郡山市）

人形師の家であり伝統の三春駒や張子人形を作っている場所です。予約すれば、張子人形などの絵付体験もできるのでおすすめ。

第46回公害紛争処理連絡協議会から

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会会長等との情報・意見交換等の場として、「公害紛争処理連絡協議会」を毎年開催しています。今年度は、平成28年6月2日に、各都道府県公害審査会会長をはじめ91名の参加を得て、「第46回公害紛争処理連絡協議会」を中央合同庁舎第4号館220会議室で開催しました。本協議会での情報交換等の内容をご紹介しますため、富越和厚公害等調整委員会委員長による開会のあいさつ、飯島信也公害等調整委員会事務局長による全国の公害紛争処理の概況報告等、小野保博山形県環境エネルギー一部水大気環境課長、岩崎好陽前公益社団法人におい・かおり環境協会会長及び遠山敦士公害等調整委員会審査官の講演の内容を加筆修正の上、掲載します。

公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長 富越 和厚

本日はお忙しい中、遠路、公害紛争処理連絡協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、この場を借りまして、熊本地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞いの気持ちを申し上げたいと思います。

本題に入りますが、昨年度、都道府県公害審査会等においては87件の事件が係属し、43件が終結し、そのうち16件の調停が成立いたしました。皆様におかれましては、これら紛争処理などの対応にご尽力いただき、改めて敬意を表しているところであります。

ところで、最近の公害紛争の状況は、かつて深刻であった産業型公害から都市型・生活型紛争へと変化し、また、騒音による近隣紛争など、身近な生活に関係する紛争の増加傾向が見られます。公害紛争処理制度もその時代に即した柔軟な対応が求められているところであります。

このような公害紛争処理制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、一昨年から昨年にかけて、公害等調整委員会において「公害紛争処理制度に関する懇談会」を開催し、有識者の方々に活発な御議論をしていただきました。その成果の一部として、今年1月から裁定委員会が認めた場合に、一定の書類等について電子メールを活用し提出できるようにするなど、制度の利便性の向上を図っているところであります。

本年で第46回目となる本協議会は、ご案内のとおり、公害紛争処理をめぐる様々な論点について情報・意見の交換を行い、制度の円滑な運営に資することを目的としております。

本日は、まず初めに、山形県環境エネルギー一部水大気環境課の小野保博課長より、山形

県の公害紛争処理の現状と昨年10月に成立しました養豚事業場からの悪臭防止対策請求事件についてのご講演をいただき、次に公益社団法人におい・かおり環境協会の会長でいらっしゃる岩崎好陽様より、悪臭公害の特徴と問題点についてのご講演をいただきます。最後に、当委員会審査官の遠山より、裁定手続について講演させていただきます。各講演の後、意見交換の時間も設けておりますので、是非この機会に皆様方からたくさんのご意見を賜りたいと考えております。

なお、皆様方が調停事件処理にご苦労していることは、本日の協議問題からも十分にうかがえるところですが、「被害があるけれども因果関係の証拠が不十分であるため話ができない」とか「専門的調査を要するため調停が難しい」など、原因裁定あるいは責任裁定による紛争が望ましいものについては、紛争当事者に公害等調整委員会における裁定手続の利用を示唆していただくこともご検討いただければと存じます。さらに、皆様方の公害審査会等の会議の際に、必要があれば、当委員会から講師を派遣させていただくことも考えております。

このように、今後とも皆様方と緊密な連絡を図って、公害紛争の解決機運を高めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、今回の連絡協議会が皆様方と私ども双方にとって有意義なものになることを期待しております。

第 46 回公害紛争処理連絡協議会から

「全国の公害紛争処理の概況報告等について」

公害等調整委員会事務局長 飯島 信也

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。講演に先立ちまして、私の方から簡単に公害紛争処理の概況報告をさせていただきます。

1 平成27年度における公害紛争処理（資料 1 p.1）

公害紛争処理制度全体で事件の処理状況を見てみますと、平成27年度に係属しました事件数は、合計で147件、前年度より若干減少となっております。このうち、公害等調整委員会の係属事件が60件、都道府県公害審査会等の係属事件が87件と、都道府県の方が若干増加となっております。結果として、構成比で見ますと、都道府県公害審査会等の占めている割合が約6割というような状況になっています。

2 平成27年度における公害等調整委員会での公害紛争処理

(1) 公害紛争事件の処理状況（資料 1 p.2）

次に、公害等調整委員会の公害紛争処理状況であります。平成27年度の係属事件60件のうち、新規受付事件が16件、そのうち裁定事件が15件であります。また、終結した事件は28件で、これらは全て裁定事件です。終結の内訳を見ますと、棄却が13件、職権で調停に移行して調停成立したものが8件、申請の取下げが5件、不受理が1件、因果関係を認めないものが1件となっております。因果関係を認めないというのは、これは裁判所から原因裁定の囑託があった事件です。なお、職権調停の成立件数8件というのは、今までで最多となっております。

(2) 公害等調整委員会における制度利用の促進等の取組（資料 1 p.3）

公害等調整委員会における制度利用の促進等の取組について、ご報告をいたします。

① 事件調査の充実

事件調査の充実についてです。公調委では、必要に応じて申請人が主張する加害行為と被害との因果関係を解明する調査を実施しまして、適正な処理に努めております。平成27年度は、業者に委託して行う調査を6つの事件で行いました。また、裁定委員などが被害発生地域に出向いて行う現地調査を2つの事件で実施をしております。そのほか、随時、関係地方自治体へのヒアリング、専門委員等の現地調査などを行っております。

② 現地期日の開催

現地期日の開催であります。東京から離れたところに在住する当事者の負担軽減のために、必要に応じて現地での期日開催を行っており、平成27年度は5回、開催をしています。

③ 公害紛争処理手続の電子化

これは先ほど委員長の挨拶でも紹介がありましたが、公害紛争処理制度に関する懇談会の議論を踏まえ、規則改正を行い、今年1月から裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールで提出できるような形にいたしました。実際の利活用はこれからになりますけれども、手続の効率化とか利用者の利便性向上といった観点から、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

④ 広報活動の取組

制度の一層の周知を図るために広報活動を行っております。主な取組としては、市・区役所を訪問して、制度の紹介や意見交換・情報交換を行うこと。また、法テラスの地方事務所での説明会の実施、全国の高等裁判所、地方裁判所に対して、公害をめぐる民事訴訟において裁判所が公調委に対して原因裁定を嘱託できるというような話などを周知しております。なお、本日お手元にお配りしておりますWeb機関誌「ちょうせい」、これを年4回発行しております。

3 都道府県・市区町村との連携

公害紛争処理や公害苦情相談の業務については、国、都道府県、市区町村、それぞれの役割で分担をして業務を行っております。それぞれの役割を適正に果たして成果を上げるためには、相互の連携というものが大変重要だと考えております。本日の連絡協議会もそういった目的の会議であります。この連携のための取組ということで、幾つかご紹介をいたします。

① 都道府県公害審査会等における原因裁定等の活用について（資料1 p.4）

都道府県公害審査会を経て公調委に係属した事件が平成27年度は4件ありまして、公調委が受理する際には、担当した公害審査会に意見照会を行い、情報共有を図っております。

② 都道府県公害審査会・都道府県主催研修会等への講師派遣（資料1 p.4）

都道府県で開催される研修会に、要請に応じて公調委から講師を派遣しております。平成27年度は、8県で講演をしております。

③ 都道府県・市区町村との情報共有（資料1 p.5）

情報共有のための会議としてブロック会議を開催しております。1つ目が各都道府県の担当職員を対象とした公害紛争処理関係ブロック会議、2つ目が市及び区の公害苦情相談員や担当職員を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議でございます。是非、積極的にご参加をいただきますようお願いいたします。また、開催となります道県あるいは開

催市におかれましては、大変お手数をおかけしますが、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

④ 今後の一層の連携に向けて（資料 1 p.6）

都道府県公害審査会等におかれまして、今後、特にご留意いただきたい点をまとめております。

先ほど、富越委員長の挨拶の中でも触れておりますけれども、1つは、公害紛争の適切な解決に向けて、必要と考えられる場合、公調委の裁定手続きをご活用いただきたいということであります。因果関係の存否が争点となっている調停事件において、原因裁定の制度を活用すること、あるいは、調停打ち切りとなった事件において、責任裁定や原因裁定の制度を活用することなどが可能であります。調停による解決が困難な事件で、実際に被害があつて、適正に解決する必要があると考えられる事件がもしありましたら、必要に応じてご活用いただければと思います。同様に、管内の市区町村の公害苦情相談においても、必要と考えられる場合は、ご紹介いただきたいと思ひます。

2つ目ですが、先ほどもご報告いたしました、研修会等を行われる際には公調委から講師を派遣することができますので、この点につきましてもお気軽にご相談いただければと思います。

是非、公調委の持つております機能やノウハウを一層ご活用いただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

4 家庭用ヒートポンプ給湯器を原因とする健康被害について（資料 1 p.7）

家庭用ヒートポンプ給湯機を原因とする健康被害に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応ということでもまとめております。今までもブロック会議などの場でご報告しておりますけれども、改めて、簡単にまとめました。

平成26年12月に消費者安全調査委員会で、家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申し出事案に関して、報告書が取りまとめられました。その際に当委員会に対しまして、家庭用ヒートポンプ給湯機により紛争となった場合、地方公共団体への適切な苦情処理対応について検討、指導、助言を行うことといった意見が出されております。この家庭用ヒートポンプ給湯機、いわゆるエコキュートにつきましては、既に従来から低周波音の発生による公害苦情相談等がいろいろ来ております。こうした意見を踏まえまして、報告書の内容について文書あるいはブロック会議の場を通じて周知をさせていただきました。

さらに、このような公害苦情処理事例を重点的に全国から収集、ご報告をいただき、それらを掲載した公害苦情処理事例集を今年3月に作成し、提供させていただきました。適宜、ご活用いただきまして、このような事案に対して引き続き適切に対処していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、平成27年度の紛争処理の概況報告とさせていただきます。

4 終わりに

最後になりますけれども、皆様方におかれましては、公害紛争の迅速・適正な解決のため、日ごろから多大なご尽力をいただき、また、市区町村も含めた連携についてご協力をいただいておりますことを改めてここに感謝を申し上げます。今後とも引き続き、ご尽力、ご協力をお願い申し上げます。私からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

全国の公害紛争処理の概況報告等について

平成28年6月2日
公害等調整委員会

1. 平成27年度における公害紛争処理

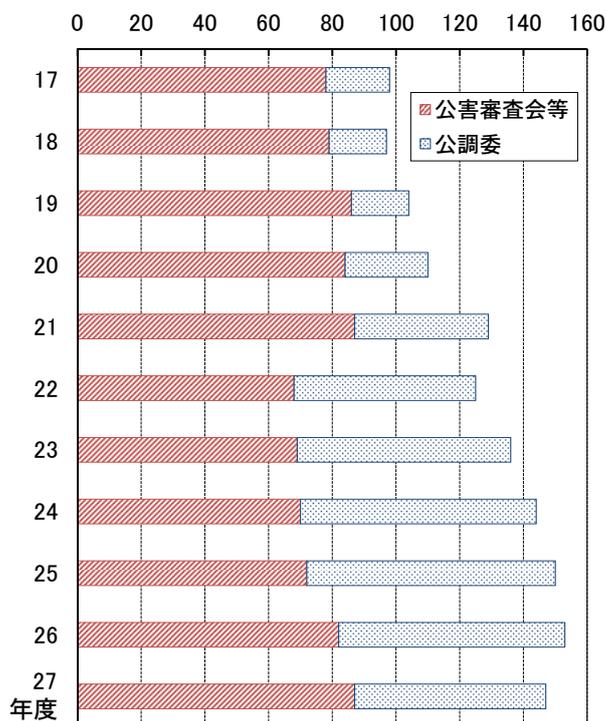
公害紛争処理制度における事件の処理状況

平成27年度の公害紛争事件
()内は26年度

	係属	新規 受付	終結
公害紛争処理制度 合計	147 (153)	63 (60)	71 (69)
公害等調整委員会	60 (71)	16 (20)	28 (27)
都道府県 公害審査会等	87 (82)	47 (40)	43 (42)

- 公害紛争処理制度において平成27年度に係属した事件数は147件。
前年度の153件から減少したものの、引き続き高い水準。

係属事件数の推移



2. 平成27年度における公害等調整委員会での公害紛争処理 (1/2)

(1) 公害等調整委員会での公害紛争事件の処理状況

平成27年度の公害等調整委員会での事件処理状況

	係属	新規受付	終結
合計	60	16	28
裁定事件	57	15	28
(うち原因裁定)	(26)	(5)	(12)
(うち責任裁定)	(31)	(10)	(16)
調停事件	3	1	0

- 係属事件数（60件）は前年度から減少するも、引き続き高い水準。（26年度：71件、25年度：78件、24年度：74件）
- 終結した裁定事件の内訳は、棄却13件、職権調停移行後に調停成立8件、申請取下げ5件、申請不受理1件、因果関係を認めないものが1件。（職権調停の成立件数8件は過去最多。）

2

2. 平成27年度における公害等調整委員会での公害紛争処理 (2/2)

(2) 公害等調整委員会における制度利用の促進等の取組

① 事件調査の充実

申請人が主張する加害行為と被害との因果関係を解明する調査を実施し、事件の迅速かつ適正な処理に努力。

27年度には、委託調査を6事件について、委員参加の現地調査を2事件について実施。

② 現地期日の開催

東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、現地での審問期日等を開催。平成27年度においては、全41回の期日のうち、5回の現地期日を開催。

③ 公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の改正により、平成28年1月から、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールでの提出が可能。

④ 広報活動の取組

公害紛争処理制度の一層の周知を図るため、広報活動を実施。

- ・ 公害苦情処理を担う市区役所への公害紛争処理制度の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等
- ・ 法テラスの地方事務所で説明会を実施
- ・ 全国の高等裁判所・地方裁判所、弁護士会等、法曹関係者への周知
- ・ Web機関誌「ちょうせい」を通じた情報提供 等

3. 都道府県・市区町村との連携について（1/3）

(1) 都道府県公害審査会等における原因裁定等の活用について

- 平成27年度、都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件は4件。
- 都道府県公害審査会等に係属した事件において、因果関係の調査が必要な場合、申請人が原因裁定を活用することが可能。

(2) 都道府県公害審査会・都道府県主催研修会等への講師派遣

- ① 都道府県公害審査会等の要請により、公害審査会等に当委員会事務局より講師を派遣し、公害紛争処理制度等について講演を行っている。平成27年度は、山形県、群馬県及び熊本県の公害審査会において講演を実施。
- ② 都道府県の要請により、都道府県が主催する管内市区町村職員研修会等に、当委員会事務局の職員や公害苦情相談アドバイザーを講師として派遣し、公害紛争処理制度や公害苦情処理等について講演を行っている。平成27年度は、宮城県、栃木県、新潟県、石川県及び広島県の研修会において講演を実施。

4

3. 都道府県・市区町村との連携について（2/3）

(3) 都道府県・市区町村との情報共有

①第47回公害紛争処理関係ブロック会議

各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向や公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を実施する。

②第41回公害苦情相談員等ブロック会議

原則として人口10万人以上の市及び特別区の公害苦情相談員等を対象に、公害苦情相談の動向等についての情報交換を実施する。

〈参考〉平成28年度ブロック会議開催日程（案）

ブロック名	公害紛争処理関係会議		公害苦情相談員等会議	
	開催道県	日程	開催市	日程
北海道・東北	北海道	10月26日午前～午後の一部	札幌市	10月26日終日
関東・甲信越・静岡	新潟県	11月8日午後	新潟市	11月8日午後～9日午前
東海・北陸	三重県	10月20日午後	津市	10月20日午後～21日午前
近畿	滋賀県	10月28日午後	大津市	10月28日終日
中国・四国	徳島県	11月10日午後	徳島市	11月10日午後～11日午前
九州	鹿児島県	11月1日午後	鹿児島市	11月1日午後～2日午前

(4) 今後の一層の連携に向けて

① 公害等調整委員会の裁定手続の活用について

公害紛争の適正な解決に向けて、必要に応じて、公害等調整委員会の裁定手続をご活用ください。例えば、

- ・ 調停事件において、因果関係の存否が当事者の争点になっている場合に、原因裁定の制度を当事者にご紹介いただくこと。
- ・ 調停が打ち切られた事件において、裁断的手続きである責任裁定又は原因裁定の制度を当事者にご紹介いただくこと。
- ・ 管内市区町村における公害苦情処理に際して、必要と考えられる事案がある場合には、公害等調整委員会又は公害審査会等の手続をご紹介いただくこと。

② 公害等調整委員会からの講師派遣について

公害審査会等や管内市区町村において研修会等を開催する場合に、公害等調整委員会への依頼があれば、公害紛争処理等についての講師を派遣することができますので、ご相談ください。

4. 家庭用ヒートポンプ機を原因とする健康被害について

家庭用ヒートポンプ機を原因とする健康被害に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成26年12月に消費者安全調査委員会において「**家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案**」に関する**事故等原因調査報告書**がとりまとめられた。

その際、消費者安全調査委員長から当委員会委員長に対し、**家庭用ヒートポンプ給湯機により紛争となった場合の地方公共団体における適切な苦情処理対応について検討を行い、指導・助言を行うこととの意見**がなされた。



本意見を踏まえ、当委員会事務局では、報告書の内容について、平成26年12月に都道府県及び市区町村の公害苦情処理担当部局に対し周知を行い、さらに、昨年秋に開催した公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議においても再度周知を図った。

また、家庭用ヒートポンプ給湯機による公害苦情処理事例を重点的に収集し、平成28年3月に「**公害苦情処理事例集**」を地方公共団体に提供した。

第 46 回公害紛争処理連絡協議会から

「山形県公害審査会の現況」

山形県環境エネルギー部水大気環境課長 小野 保博

皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました山形県から参りました小野と申します。本日はこのような機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

昨年度、調停が成立しました平成19年度調停第1号事件について公害等調整委員会にご報告したところ、悪臭関係の調停成立は珍しく参考になる点が多いということで、今回の事例発表のお話をいただいたところです。

本日のタイトルは「山形県公害審査会の現況」となっておりますが、本県のPR、それから公害審査会の概要を説明した後に、悪臭関係の調停事件についてご紹介させていただきます。

1 山形県について

山形県について、皆さんは山形県が東北地方のどこにあるか、正確にご存じでしょうか。山形県は、東北地方の南西沿いに位置し、県境を新潟県、福島県、宮城県そして秋田県と接しています。県土面積は93万ヘクタールと、国土面積の約2.5%を占めており、このうち72%が森林です。

全国生産量の大部分を占めるサクランボ、ラ・フランス、芭蕉の旬があります山寺、最上川、夏スキーの月山などが知られていると思います。平成25年度の統計では、人口は114万人で日本全体の約1%、予算も大体約1%です。人口密度は全国平均の約3分の1となっております（資料2 p.1）。

山形県の全国ベストワンとしては、ブナ天然林の広さ、東根にあります大ケヤキ、羽黒山の石段などがあります。写真はちょうど羽黒山の石段となっております（資料2 p.2）。

それから、山形県の産業構造ですけれども、主な産業は、製造業が23%、サービス業が22%で、農林水産業は4%となっております（資料2 p.3）。

山形県の公害苦情状況です。平成17年度から平成19年度は合計で約1,000件程度ですが、平成20年度から増加しまして、平成21年度では最高の1,602件となっております。苦情件数の増加は、黄色の欄の悪臭苦情で、後ほどご紹介する調停事件に関するものです（資料2 p.4）。

2 山形県の公害審査会について

山形県の公害審査会です。委員の選任状況は現在10名で、構成は法律関係分野の方が3名、公衆衛生分野の方が3名、産業技術分野の方が3名、それから調停・生活相談関連分野の方が1名で、任期は本年12月末日までとなっております（資料2 p.5）。

山形県の処理事件では、これまで本県公害審査会が処理した事件は6件で、分離を2件とカウントすれば7件になります。調停が5件で、そのうち成立が3件、打ち切りが2件です。あっせんは1件で、こちらは成立しています。平成19年（調）第1号事件が平成27年10月に調停が成立しましたので、現在は処理中の事件はありません。処理事件の特徴として、悪臭が3件、分離を含めれば4件で、半数を占めます。また、水田への農薬空中散布、豚舎の悪臭苦情など、農業県の特徴も出ています（資料2 p.6）。

3 平成19年（調）第1号事件について

(1) 事件の概要

本題の平成19年11月30日受付け、平成19年（調）第1号事件の説明に移ります。申請人は住民団体、被申請人は堆肥製造業者及び養豚業者の2者です。調停を求める事項は、悪臭対策を早急に講じること、講じない場合は1年間の猶予期間後、事業場を移転することとなっております（資料2 p.7）。

被申請人の概要として、堆肥製造業者は平成13年操業、原料は豆腐のおからなどの動植物性残渣や動物のふん尿、それから汚泥、木くずになっています。受入れは年間約2万トンで、堆肥出荷量は年間約5,000トン、産業廃棄物処理業の許可業者です。また、養豚業者は昭和62年操業、豚が約7,000頭、うち母豚が約660頭で、水質汚濁防止法に規定する特定事業場となっております（資料2 p.8）。

本調停事件の地理的状況は、地図のとおり、上が北、南が下の方になりますけれども、南に被申請人である堆肥製造業者と養豚業者の施設があり、堆肥製造工場の約2キロメートル北側に申請人が居住する地区、さらに、その2キロ北側に市の中心市街地があります。この地域は川に沿って、川というのは最上川の源流になりますけれども、川に沿って南風が吹き抜けるため、においは風に乗って北上し、申請人の居住地区、それから中心市街地に流れ込んでおりました。そのため、申請人の居住地区だけではなく、中心市街地からの悪臭苦情も多くあり、苦情が多発した一因となっております（資料2 p.9）。

調停申請までの経緯概要です。堆肥製造事業者は操業開始時から周辺地区住民及び近隣工場から悪臭苦情があり、養豚事業者も同様に操業開始時から悪臭及び尿処理について、周辺地区住民から苦情が出ております。苦情は市・県に多く出され、市と県が事業者を指導、事業者がそれぞれ対応を実施してきました。

この調停事件は、被申請人が堆肥製造業者と養豚業者の2者で、事業者ごとに対応が異なっており、実質2件の調停となっております。これ以降は、被申請人ごとに説明させていただきます。

(2) 堆肥製造業者との調停

先に調停が成立した堆肥製造業者について説明いたします。

本事件の調停委員会は、本日出席の本県公害審査会会長であります山上弁護士が委員長となり、理学系専門家と工学系専門家を加えた3名で構成しております。この構成は、平成27年の調停成立までメンバー変更はありませんでした。

調停申請までの経緯です。堆肥製造業者については、平成13年2月に事業を開始しまして、工業専用地域のため悪臭規制の対象外になっております。同年5月に事業所敷地境界で臭気を自主的に測定し、その結果は特定悪臭物質11項目がA区域基準を全て下回っていました。悪臭自体は感覚公害ですから、ここで濃度に頼ったのは、ちょっと最初から間違いがあったのかなと考えているところです。自主測定につきましては、その後も複数回実施されておりますけれども、全て参考規制基準値を下回るという結果でした。平成13年8月から、周辺住民からの悪臭苦情が出るようになりました（資料2 p.10）。

平成13年12月、市と工業団地の管理会社が立会人となり、被申請人は町内会と環境保全協定を締結し、締結以降は、平成16年度まで、苦情は年1件か2件程度にとどまっておりました。平成17年1月、市に悪臭苦情があり、豆腐製造から出ますおからが強烈な悪臭の原因であったということで、以後、おからの搬入は中止する対応をとっております。

平成17年10月、事業者、大学工学部及び市関係課で構成する臭気対策三者会議を設置し、改善策の検討・実施が始まりました。平成18年9月、第7回臭気対策会議において、この会議の所期の目的を達成し、悪臭もないということで、今後の開催休止を決定しております。

平成19年5月、また数件の苦情があり、原因が搬入時の対応や施設密閉シートの破損等の管理体制の不備であることを確認し、同年9月、市は業者に対し悪臭対策を文書で要請したものの対策が進まず、同年11月、住民団体は調停を申請、平成19年（調）第1号事件となります。

平成20年2月15日、第1回調停期日では、申請人、被申請人に加えまして、市・県関係課から参考人として意見を聴取、同年3月に申請人から堆肥発酵施設、堆肥置き場を完全密閉化すること、原料搬入口の扉の二重化等の具体的な改善要望が出されました。また、同年5月23日には調停委員会が堆肥製造工場の現地調査を行いました。

施設状況となります。左の方は堆肥舎搬入口エアカーテンですが、におい漏れを防ぐには不十分な状況でした。また、右の方は堆肥舎の内部ですが、当然においがあり、ビニールで目張りを行っていました。この頃はまだ空きスペースがあるのですが、だんだん堆肥が増え、搬出もできなくなり、空きスペースもなくなってきました（資料2 p.11）。

第2回調停期日では、申請人の具体的な改善要望に対する被申請人の対応方針として、脱臭装置設置等の対策実施が出され、対策後の効果を確認することとしました。一方、市議会では、平成20年12月、悪臭問題特別委員会を設置し、解決に向けた新たな動きが始まりました。悪臭問題特別委員会は昨年度まで継続開催しております。

第3回調停期日では、悪臭防止対策の進捗状況を確認しました。被申請人からは、脱臭装置設置等の対策実施後の臭気の自主測定結果報告があり、敷地境界での臭気指数は15以下に改善されているというものでした。また、被申請人は、市及び申請人と悪臭公害防止協定を締結する意向を示しました。

設置した脱臭装置は、写真の真ん中のところにあります緑色のものであります（資料2 p.12）。

市は、県からの悪臭防止法の権限移譲を待ちまして、平成21年4月1日、堆肥製造施設の所在地区に新たな規制をかけました。7月1日施行、臭気指数19で、工業専用地域にかけたという形になります。平成21年4月27日、第4回調停期日に、被申請人から対策の実施報告と協定に関する報告がされています。

平成21年6月24日、申請人と県が立会人となり、市と被申請人が悪臭公害防止協定を締結、協定上の規制基準を臭気指数15とし、基準を超過した際に改善措置を講じない場合には、市は原料の受入停止などの必要な措置を指示することができるとしました。

第5回調停期日では、悪臭公害防止協定締結を踏まえ、申請人と被申請人に調停案を提示したところ、両者が受入れ、養豚業者との調停を分離した上で、調停が成立しました。調停内容は、締結した悪臭公害防止協定を遵守すること、協定に基づき、臭気指数基準を超えたときは速やかに改善措置を講じること、悪臭苦情があったときは、関係法令及び協定に基づき、誠実に対応するというものです。

堆肥製造業者との調停をまとめますと、申請人が要望する施設改善について被申請人は協力的であり、それに対して申請人が被申請人の対応に一定の評価をするなど、ある程度の信頼関係が成立し、調停成立に至ったものと思われます。

なお、被申請人は、平成26年5月に産業廃棄物処理業の許可を失効したことから、同年7月、市との公害防止協定も廃止されております（資料2 p.13）。

(3) 養豚業者との調停

養豚業者について説明させていただきます。

申請までの経緯ですが、昭和62年2月に周辺地区から悪臭及び尿処理についての苦情が発生し、市が尿処理施設導入を指導したことから、昭和63年1月、汚水処理施設の整備をしております。これは農林部局が主導してやった内容です。しかし、同年11月に周辺地区から苦情があり、平成元年5月に汚水処理施設を再整備、さらに、平成2年8月には消臭剤の使用を開始したという経緯になっております（資料2 p.14）。

平成7年12月、被申請人は、水質汚濁防止違反で書類送検されました。県は指導を実施し、平成8年4月、対策を完了しております。その平成7年12月に、地区委員から市に悪臭に対する内容を含む意見書が提出され、市は指導を実施しました。以降、市が臭気測定と指導を継続しますが、悪臭防止法の未規制地域のため、行政指導にとどまっております。県は市からの要望を受けまして、平成16年3月30日、当該地区を悪臭防止法

に基づく規制地域に指定し、同年11月1日施行、C区域、臭気指数19ということで規制をいたしました。

平成17年3月、市が参考に特定悪臭物質の濃度測定を実施した結果、アンモニア等の4項目で規制基準値C区域の超過を確認しました。同年6月、先ほどの堆肥製造業者と同じですが、事業者、大学工学部、市関係課による臭気対策会議を設置し、調停申請時まで計7回開催し、改善策の検討を実施しました。

平成17年9月21日、市が養豚場敷地境界の5カ所、内訳は北側それから西側で各2カ所、南側で1カ所において臭気指数を測定した結果、北側1カ所が規制基準を超過し、それ以外は基準を遵守しておりました。指導等については、臭気対策会議の中で実施し、以後、臭気測定を複数回実施しています。同年12月、市主催で地区住民説明会を開催し、臭気対策会議及びその対策について説明しましたが、住民からの理解は得られませんでした。

平成18年3月、市は、住民代表から要望のありました臭気対策会議への住民の参加について、養豚業者から拒否された旨を説明しております。これを受けまして、平成19年11月、住民団体が調停申請に至ったというものであります。

第1回調停期日では、堆肥製造事業者の場合と同様に意見を聴取しました。平成20年3月、堆肥製造業者へのものと併せて申請人からの具体的な改善要望が出され、内容は、各豚舎に脱臭装置を設置すること、し尿処理措置及び雨水処理施設を設置すること、豚舎周囲に悪臭を吸収する樹木等の植林などです。同年5月23日に調停委員会は、堆肥製造施設と併せて養豚場の現地調査を行いました。

現地調査したときの堆肥舎と污水处理施設の状況写真です。堆肥舎は余り密閉されていない状況が確認できるかと思えます。ただ、写真を見ると、大変きれいな感じで写っており、污水处理施設もそんなに悪くないのかなという感じに見えますけれども、においはやはりひどかったようです（資料2 p.15）。

第2回調停期日では、申請人の具体的な改善要望に対する被申請人の対応方針を確認しております。被申請人は堆肥の野積みの改善対策、専門家に現状把握、要改善点などの調査を依頼するというもので、対策後の効果を確認することにしました。

野積み堆肥の状況を載せています。これは開放系で野積みがされておりました（資料2 p.16）。

平成20年8月、市議会は養豚場を視察し、同年9月、市議会は知事へ悪臭の早期解決を求める意見書を提出しております。同年10月、市は被申請人に対し、悪臭防止法に基づく改善勧告を行い、同年12月、市議会は悪臭問題特別委員会を設置しております。

第3回調停期日では、対策の進捗状況を確認し、被申請人からは、平成20年10月の市の勧告への対応中であることとか、専門家の調査結果を踏まえ、個々の対応は検討中との報告が出されました。

第4回調停期日では、申請人から被申請人の悪臭対策に対する評価と今後の意向を再

確認しました。また、被申請人から現在の状況を聴取し、被申請人からは、改善勧告に対する改善措置が完了したこと、平成21年5月8日に開催された市議会悪臭問題特別委員会へ提出を命じられた新たな悪臭改善計画書については、現在検討中である旨の説明がありました。

第5回調停期日では、被申請人に対して、申請人から話し合いの希望があり、市が主導して、調停期日外で申請人と被申請人の話し合いの場を設けられることが決定しました。一方、この時点で堆肥製造業者については調停が成立いたしました。

平成21年8月5日、市は最初の調停期日外の協議を開催しました。平成22年3月、市は悪臭防止法に基づく2回目の改善勧告を行い、被申請人は同年4月に改善計画書を提出しております。第6回調停期日では、申請人及び被申請人から意見を聴取し、被申請人から計画の一部は着手済みで、着実に実行すると報告があり、市が強力に悪臭防止法に基づく指導を実施していることもあり、改善状況を注視しながら、次期の調停期日開催を検討することとなりました。

平成23年2月3日、市は調停期日外の協議を開催しました。市は、同年11月に臭気測定をし、豚舎の換気扇の臭気指数が2号基準の排気口の基準超過を確認し、平成24年1月12日、改善を求めて文書指導を行いました。同年3月2日に被申請人から改善計画書の提出があり、その内容は、2階建て豚舎、畜舎の生産を停止し、約6,500頭から約3,500頭、3,000頭（約45%）減少させるものでした。2号基準を適用するのは全国的にも珍しく、新聞、それから業界紙等でも取り上げられ、この指導により事業者も45%減産という、経済的に負担が大きい対策を実施することになりました。

先ほど、唐突に2号基準という言葉が出てきたわけですが、よくわからないという方のために簡単に説明いたします。

環境省パンフレット「よくわかる臭気指数規制2号基準」から抜粋した図です。悪臭防止法第4条に基づき、敷地境界線上の規制基準が第1号基準、気体排出口の規制基準が2号基準、この煙突のところですか。それから、排出水の規制基準が3号基準ということです。この3種類の規制基準があり、規制地域内の工場や事業場は、これら全ての基準を満たさなければならないということです（資料2 p.17）。

平成24年8月20日、申請人は、陳情書と約3割に上る市民の署名（市の人口約8万7千人のうち、約2万5千人の署名）を知事に提出いたしました。同年11月19日、市が行った脱臭装置換気口での臭気測定では、臭気指数36と、規制基準値22を超過していました。先ほど、豚舎の換気扇では2号基準は19ということだったのですが、2号基準は高さによって変わります。

平成25年11月21日にも市は臭気測定を行い、敷地境界では基準を遵守、排気口では基準を超過していることが確認できました。平成26年3月12日、市議会悪臭問題特別委員会において、委員長から養豚場の移転計画があるという報告がありました。

第7回調停期日において、調停委員会は、申請人、被申請人の考えは移転で基本的に

一致することを確認し、これを踏まえ、これまでの話し合いの成果、被申請人の改善措置等、移転へ向けた誠意ある対応を内容とする中間的な確認の合意—いわゆる調停—を図ることとなりました。

平成27年10月28日、第8回調停期日において、調停委員会は、申請人と被申請人の両者に調停案を提示し、両者が受け入れ、調停が成立しました。

調停内容として、申請人は、被申請人が実施してきた臭気低減の改善措置について一定の成果があったことを確認する。被申請人は、引き続き臭気低減のための改善措置を実施するとともに、豚舎移転の早期実現に向けて、誠意を持って対応するということです。

また、被申請人は、申請人から悪臭苦情があったときは誠実に対応する。申請人と被申請人は、必要に応じ情報交換の機会を設けるなど、良好な近隣関係の形成に努めるものとするということです。

養豚業者との調停のまとめとして、今回の悪臭に関する公害問題が調停まで辿り着いた背景には、申請人と被申請人の双方が歩み寄りを目指して、粘り強く交渉を継続したということ、調停期日外の協議の場で市が積極的にかかわったことなどが合意に結びついた要因と考えております。交渉期間が長かったため、両者を取り巻く環境も変化し、新たな対応を迫られたことも要因ではありますが、調停当初には全く相容れなかった両者の主張が、解決に向けて歩み寄りを図ったことは間違いなく、調停委員会が両者の状況を適切に見極め、合意に向けて話し合いを継続したことが大きいと思います（資料2 p.18）。

4 最後に

最後に、堆肥が工場の中に約1万2,000から1万3,000立方メートルほど残っております。昨年度も搬出があったのは500立方メートル程度です。ということで、保管中の堆肥の完全搬出、また、養豚場の移転がまだはっきりしていないという課題が残っております。ただ、堆肥製造業者につきましては、平成27、28年度は苦情がありません。養豚場の苦情についても、平成27年度は10件程度、今年度は1件であり、特定の方にはどこまでやっても、においは感じるということです。事例紹介は以上です。

今、山形はサクランボの最盛期を迎えようとしております。来る6月18日土曜日、19日日曜日の両日ですが、山形市の中心街を歩行者天国にしまして、日本一のサクランボ祭りを開催いたします。是非、ご来県いただきまして、旬の果物、サクランボをご賞味いただければ幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

山形県公害審査会の現況

山形県公害審査会事務局長
山形県環境エネルギー一部水大気環境課長
小野 保博

山形県について

- 東北地方の南西部に位置する山形県は、県土面積が93万haと国土面積の約2.5%（全国第9位）で、このうち72%を森林が占めている自然豊かな土地です。
- 全国生産量の大部分を占める「**さくらんぼ**」や「**ラ・フランス**」、芭蕉の句がある「**山寺**」や「**最上川**」、夏スキーの「**月山**」などが知られています。
- 人口は、114万人で日本の約1%です。

山形県の全国ベストワン



■ プナ天然林の広さ

- 15万ha(全国の16.3% : 平成12年)

■ 東根の大ケヤキ

- 幹回り16m 推定樹齢1,500年以上(国特別天然記念物)

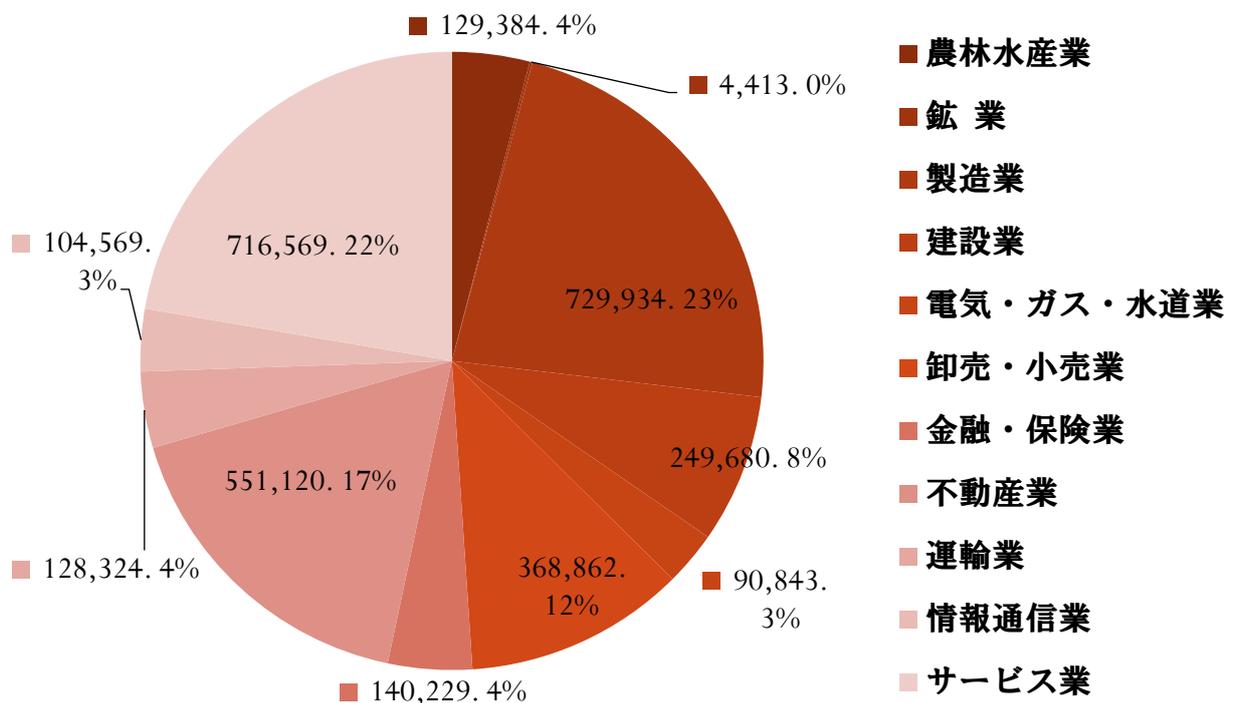
■ 羽黒山の石段

- 2,446段(江戸時代以前の石段で最も長い)

2

山形県の産業構造

県内総生産 (H26名目、単位：百万円)



3

山形県の公害苦情

年 度	典型7公害							典型7公害外				合 計			
	大汚	気染	水汚	質濁	土汚	壊染	騒音	振動	地沈	盤下	悪臭		小計	不投	法棄
H17	238		270		11		114	12	0	155	800	93	126	219	1,019
H18	206		254		7		101	7	0	129	704	146	91	237	941
H19	189		248		4		105	5	1	182	734	156	172	328	1,062
H20	169		210		1		106	5	0	529	1,020	138	136	274	1,294
H21	167		187		4		105	5	0	853	1,321	164	117	281	1,602
H22	171		223		14		94	3	1	616	1,122	127	141	268	1,390
H23	127		209		14		71	5	1	488	915	149	131	280	1,195
H24	132		259		3		68	4	0	460	926	115	120	235	1,161
H25	128		188		4		89	1	0	181	591	192	148	340	931
H26	117		171		2		69	1	1	149	510	118	181	299	809

4

山形県の公害審査会

■ 委員の選任状況

委員数	10名		
委員構成	法律関係分野	弁護士	3
	公衆衛生分野	医師	3
	産業技術分野	学識経験者	3
	調停・生活相談関連分野	民事調停委員	1
任期	3年	平成26年1月1日～28年12月31日	

5

山形県の処理事件

処理年	手続き	概要	結果
平成9年	調停	廃棄物の野焼きによる悪臭、不快感	○調停成立
平成9～10年	あっせん	水田への農業空中散布による健康被害	○あっせん成立
平成11～12年	調停	産業廃棄物最終処分場から排出される処理水による河川汚染、健康被害	○一部申請人を除き調停成立
平成19	調停	堆肥製造施設・豚舎からの悪臭	
	～21年①		①堆肥製造業者との調停成立（平成21年7月）
	～27年②		②養豚業者との調停成立（平成27年10月）
平成21～25年	調停	豚舎からの悪臭	■調停打ち切り
平成24～25年	調停	飲食店からの騒音	■調停打ち切り

6

平成19年（調）第1号事件について

■ 申請の概要

- (1) 受付日：19年11月30日
- (2) 申請人及び被申請人
 - (申請人) 住民団体(地区自然環境保全推進協議会)
 - (被申請人) 堆肥製造業者
 - (被申請人) 養豚業者
- (3) 調停を求める事項
 - 悪臭対策を早急に講じること。
 - 講じない場合は、1年間の猶予期間後、事業場を移転すること。

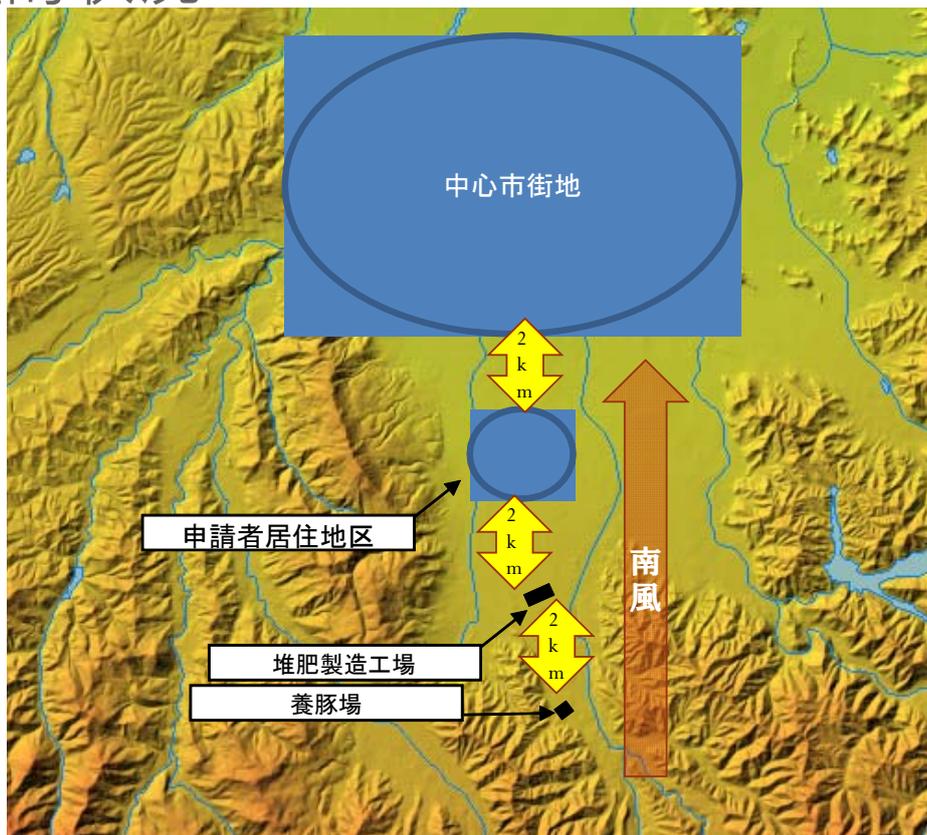
7

被申請人概要

- 堆肥製造業者（平成13年操業）
 - 原料：動植物性残渣、動物の糞尿、汚泥、木屑
 - 受入れ量：年約20,000t
 - 堆肥出荷量：年約5,000t
 - 産業廃棄物処理業許可あり
- 養豚業者（昭和62年操業）
 - 豚約7,000頭（内母豚約660頭）
 - 水質汚濁防止法に規定する特定事業場

8

地理的状況



9

調停申請までの経緯（堆肥製造）

- 平成13年2月：事業開始
- 同年5月：事業者が事業所敷地境界で自主測定。特定悪臭物質11項目が、参考規制値を全て下回る。
（A区域を参考基準とするが、事業所所在地は工業専用地域であり規制対象外）
- その後、同年8月、12月、14年8月、16年3月にも同様に実施するが、参考規制基準値を全て下回る。
- 同年8月：周辺住民から悪臭苦情あり。以後、度々苦情あり。

10

施設状況



堆肥舎搬入口エアカーテン

堆肥舎内部



11

脱臭装置



12

堆肥製造業者との調停まとめ

- 1 申請人が要望する施設の改善について、事業者が要望通り施設の密閉化や脱臭装置の設置等を実施
- 2 悪臭公害防止協定を締結する等事業者が協力的であり、申請人が事業者の対応に一定の評価
- 3 事業者は産業廃棄物処理業の許可を更新せず、平成26年5月に堆肥製造事業を終了
- 4 平成26年7月：市と事業者の悪臭公害防止協定廃止

13

調停申請までの経緯（養豚）

- 昭和62年2月：周辺地区から悪臭及び尿処理についての苦情発生
 - 市が尿処理施設導入指導
- 昭和63年1月：汚水処理施設の整備実施
- 同年11月：周辺地区から苦情申立
- 平成元年5月：汚水処理施設を再整備
- 平成2年8月：悪臭苦情を受けて消臭剤の使用を開始

14

施設の状況



堆肥舎

汚水処理施設



15

野積み堆肥



16

悪臭防止法の規制



環境省パンフレット「よくわかる臭気指数規制2号基準」から抜粋

17

養豚業者との調停まとめ

- 1 市が悪臭防止法に基づき強力に指導（2号基準での規制等）
- 2 事業者が初期は非協力的であったが、最終的に約6,500頭から約3,500頭に約45%減産する等の経済的な負担が大きい対策を実施
- 3 期日外での話し合いにより一定の信頼関係
- 4 市と協力し、移転等検討中

18

《ご清聴ありがとうございました》



第 46 回公害紛争処理連絡協議会から

「悪臭公害の特徴と問題点」

前・公益社団法人におい・かおり環境協会会長 岩崎 好陽

今年3月まで、におい・かおり環境協会におりました岩崎です。よろしくお願いいたします。

まず、悪臭公害というのは、感覚公害であり、測定法が確立しておらず、研究という面でも非常に苦労した公害でありました。そのため、誤解も多く、なかなか理解されなかった公害でもありました。

この図（資料3 p.1）は、悪臭公害、騒音公害、振動公害の経年別の推移であります。これを見るとわかるように、振動公害に比べ、騒音公害と悪臭公害は、抜いたり抜かれたりしているところがあるけれども、かなりの数の苦情件数となっております。

騒音公害では、最近、驚くような事件がありました。アパートの2階のおばあちゃんの部屋に、おばあちゃんの娘と孫娘が訪ねてきたら、下に住んでいた男が「うるさい」ということで子供を殺害したケースがありました。ところが、悪臭公害は、殺害事件になったことはありません。一体これは何だろうと。

被害の感覚として、悪臭公害には快・不快の表示というのがあります。一番最悪なものでも「過激に臭い」、これが悪臭の一番最高の悪い評価です。騒音公害では「殺したいほど苦しい」、そういう表示ができるのか。この前、日本騒音制御工学会の人とお話して、「検討しようよ」と提案したところです。

苦情の内容（資料3 p.2）は、実際、甘いにおいでも快いにおいでも、悪臭苦情は生じてくる。それは騒音苦情も悪臭苦情も同じです。要するに、ほうじ茶のにおい、コーヒー焙煎のにおい、チューインガムのにおい、製パンのにおい、そういうものでも悪臭苦情は生じます。コーヒー焙煎でも年に20件あると思います。

悪臭苦情の解決（資料3 p.3）についてですが、苦情の内容をじっくり聞いていくと、意外と思われるかもしれませんが、悪臭の苦情では、騒音苦情と一緒にすることが実際にあります。意外に多いのです。例えば、ラーメン屋が家の前や隣に建つ、においも確かににおうけれども、ラーメン屋の駐車場の騒音だとか駐車違反や自転車の駐輪だとか、そういうことで迷惑をかけているのに、きちんとさばかないので不満がたまってくる。ラーメン屋の実際のにおいで憎いのではなくても、苦情者が「坊主憎けりや袈裟まで憎し」で、

においの不満まで言ってくる。ひいては、悪臭防止法の方がやりやすいとか、いろいろな知恵をつけてくる人がいる場合もある。悪臭は全事業所対象ですから、事業をやられている方は近隣と仲よくしていく必要があるのではないかと考えています。

悪臭防止法の基本的な考え方（資料 3 p.4）ですけれども、悪臭は有害ガスとどう違うのか、有害ガスよりも影響が出るのではないか。腐卵臭を持つ硫化水素は健康に影響があるのではないか、ということで硫化水素は有害ガスに規定がありますので、有害ガスとして別に規制されます。

悪臭の一番の苦勞は、騒音は何デシベルあって、騒音違反ですよというふうに言えば、ある程度納得してくれますけれども、においの臭気濃度はなかなか信用してくれない。特に、日本は嗅覚測定法というにおいの測定法で、なかなか嗅覚といっても信じない人もいる。現在、市はまだ機器測定法によってするものが多いですが、全国で数百の事業所では、だいぶ信用が置かれるようになったので、嗅覚測定法になっています。

この図（資料 3 p.5）は、悪臭防止法の規制の考え方で、河川水、排水口のところ、それから煙突から出る煙、それから敷地境界、3箇所で基準が決まっています。

この写真（資料 3 p.6）は、人間がにおいをかいで測っている方法（嗅覚測定法）と機械で測っている方法（機器測定法）のものであります。世界中で、においを測るのは人間が行っています。今、におい物質は機械では測れません。

世界中には40万という化学物質があります（資料 3 p.7）。においのある化学物質は、当然においを放っている。そういう物質が必然的に混じりますから、実際に1個1個測らないとわからないわけです。機器測定法では、機械で10種類を測るのが限界です。

次の写真（資料 3 p.8）は、嗅覚測定法では、人間が袋のにおいを吸って、清浄な空気で薄めていき、それで何倍に薄まるまで測ろうという考え方です。ヨーロッパも同じです。日本では三点比較臭袋法、ヨーロッパではセントメーターです。これは、世界で客観性のある測定法と言われています。騒音計みたいに周波数補正ができて測れるといいのですが、なかなかそうはいきません。

臭気濃度1,000というのは、無臭の空気で1,000倍に薄めたときに消えるにおいを臭気濃度1,000といいます。大体、排出口の煙突の基準というのはこれに近いです。

三点比較式臭袋法では、三点比較式臭袋のオペレーターに資格を与えています（資料 3 p.9～p.10）。これは国家資格で、臭気判定士（臭気測定業務従事者）であります。試験は、1年に1回、合格率が大体30%ぐらいです。今、全国で3,000人ぐらいいます。

私が全国を回っていて、公害対策の指導に多少成功している事例を簡単にご紹介します。それはどういうことかということ、余り多額の経費を掛けないで、解決策を見せてあげるといことです。そんなのないだろうと。対策費用はお金が掛かるので、それはなかなか難しい。それは一般論であって、もし経費が掛からなければ、対象事業所も拒否しないで受け入れてくれると思います。

この写真（資料3 p.11）は、ドライラミネートです。例えば、経費が掛からないで、かえって経費が得する、そんな対策があれば、工場側は喜んでやります。このドライラミネートの場合は、作液の前にビニールカバーを敷いてやる。インキパンもそうです。それだけでも1年間、何百万円と浮くグラビア印刷があります。それから、溶剤の容器にふたを閉めるだけでも全然違います。

この絵（資料3 p.12）は、汚泥処理の活性汚泥法のエアレーション、これは畜産に応用できます。下水道の場合、汚泥を透過するとき、通常、空気の水を入れてやっている。畜産の場合は、もったいない。空気かわりに、例えば、悪臭を入れてあげればいい。近代的な清掃工場は皆、燃やす燃焼空気は、ごみキットの空気を燃料にしています。あれをFD Fで引っ張って、加熱して、それで炉炎に入れています。燃焼活用です。

この絵（資料3 p.13）のように、煙突は、近隣の建物の高さより上に上げる。もうそれでいい。よく、上場企業の煙突の形を見ると、みんな下に向いている、横に向いている。こんなのは意味がない。

この絵（資料3 p.14）のように、煙突は真上に向いているのが一番いいんです。横もだめ、下もだめ、T字型もだめ、陣笠もだめ。煙突を真上に向けるだけで悪臭問題は解決できるのです。聞いてみると、皆さん方は、雨が心配という。雨なんかは、絵の右側にあるように、煙突の下側に1センチの穴でも空けておけば解決です。

畜産のネックは、畜産環境整備機構も言っているように、堆肥のにおいによって大きな悪臭が出ます。昔ほど野積みにはしておくことはない（資料3 p.15）と思いますけれども、できるだけ攪拌をはじめ、吸引通気式とかの対策を行っていく。そういうことをすれば、経費的にも得してくると思います。

今日、お話ししたお金のかからない対策というのは、今度出ました機関誌「ちょうせい（5月号）」に、もう少し長く十分に書かせていただきましたので、ご参照ください。

このようなことを、これからの参考にさせていただいて、ぜひ、いい対策を見つけていただきたいと思います。

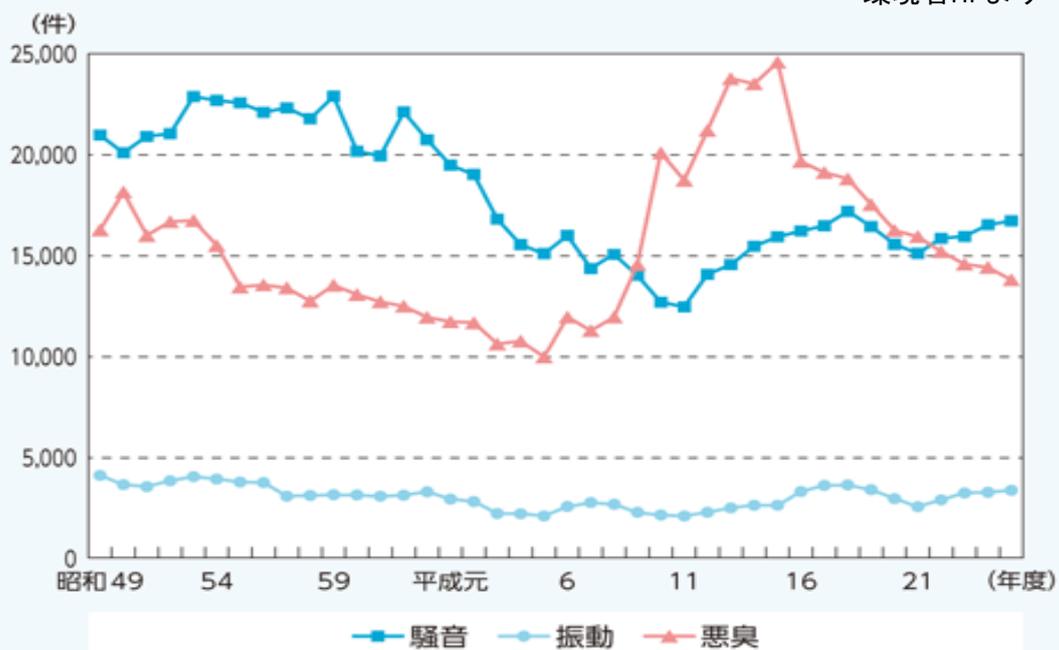
それでは、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

悪臭公害の特徴と問題点

におい・かおり環境協会
前会長 岩崎好陽

図 4-1-21 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移
(昭和49年度～平成25年度)

環境省HPより



資料：環境省「騒音規制法施行状況調査」、「振動規制法施行状況調査」、「悪臭防止法施行状況調査」より作成

苦情の内容

- 意外と快い香り、快い音色でも苦情の原因になる
- 悪臭苦情の中には：コーヒーの焙煎時のにおい
パンを焼くにおい、お茶屋さんのにおい
- 自発性異常嗅覚：この段階になる前に解決する必要がある
- 意外と悪臭苦情と騒音苦情が重なる場合が少なくない

2

悪臭苦情解決のプロセス

- 苦情者の苦情内容をじっくり聞くことが必要。
- 事業所に来る人の違法駐車、違法駐輪が頭にきている人もいる。
- 事業所に対しても、今までの取り組み、対策の考え方などを詳細に聞く必要がある。
- 適切な落としどころを検討する。
- 検討するに当たっては、類似の事業所ではどのような対策を行っているのか、また事業所に経済的負担が少ない対策を提示できるかが、決め手になる。なお、経済的にメリットが生じる対策も少なくない。
- 測定だけでの解決は難しい

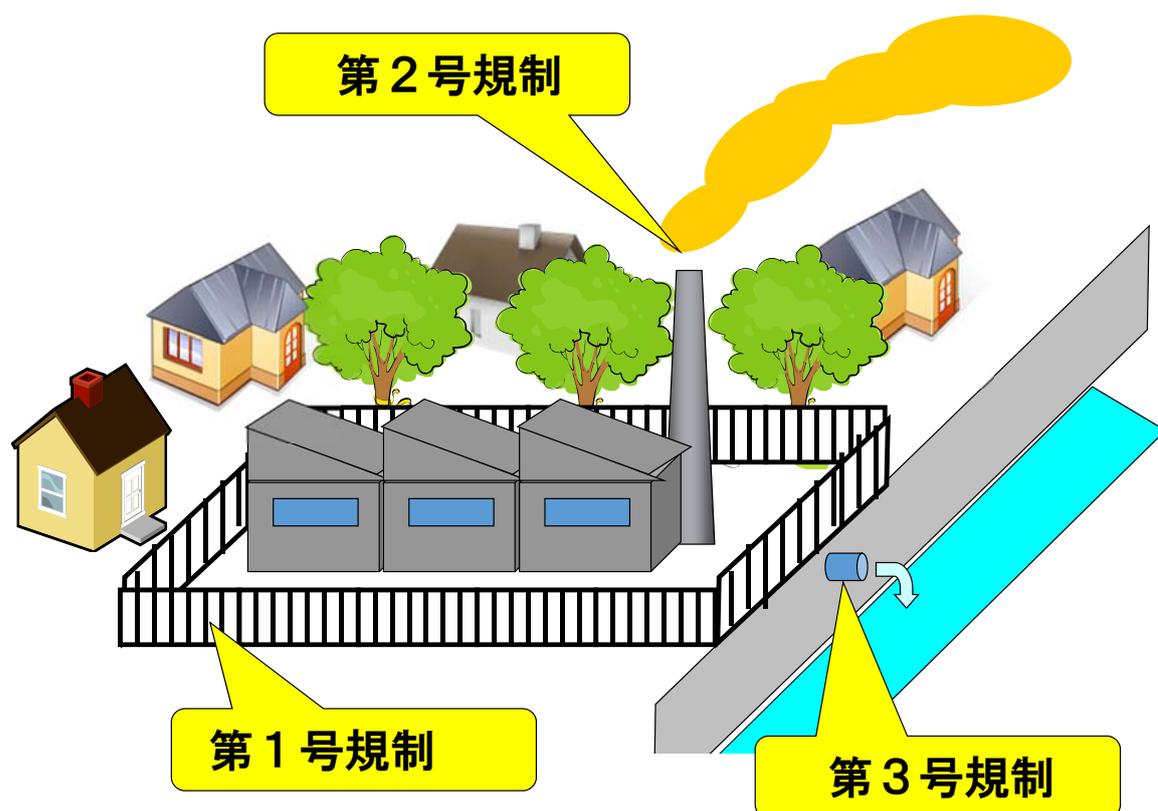
3

悪臭防止法の概要

- 全事業所が対象（ラーメン屋も石油コンビナートもすべて規制の対象になる）
- 現在は市長が、規制地域を決めたり、基準値を決めることができる
- 一つの規制地域に機器測定法と嗅覚測定法の規制を両方かけることはできない
- においては複合臭気多いので、嗅覚測定法が主流になりつつある
- 悪臭と有害ガスとは区別されている

嗅覚測定法とは人間の嗅覚でにおいを数量化すること

4



5

測定方法の写真



嗅覚測定法（三点比較式臭袋法）



機器測定法の一例

6

悪臭の特徴

- においを持つ化学物質（悪臭物質）は地球上に40万種類。
- どのようなにおいにも、少なくとも数十、数百のにおい物質は含まれている。
- 悪臭防止法における測定方法

機器測定法：特定悪臭物質22種類をガスクロなどで
測定 昭和46年から採用

嗅覚測定法：人間の鼻を用いて、においを数量化する
平成7年から採用

7

臭気濃度1000＝丁度そのにおいを1000倍に清浄な空気で希釈した時に、においが消える

世界中でほぼすべての国が、この尺度を用いている



セントメーター法（欧米、豪州など）



三点比較式臭袋法（日本、中国、韓国など）

8

三点比較式臭袋法のオペレーターには資格が必要

- 臭気判定士という資格が必要
 - 年1回（毎年11月ごろ）試験が実施される
 - 合格率は20～40%程度
 - 現在、この資格を有している人は3,000人余り

三点比較式臭袋法のパネルには資格が必要

- パネル選定試験に合格しなくてはならない
- 5基準臭液を用いる
- 合格率は95%程度

9

パネル選定試験



10

事業者が採用できる経費の掛からない対策

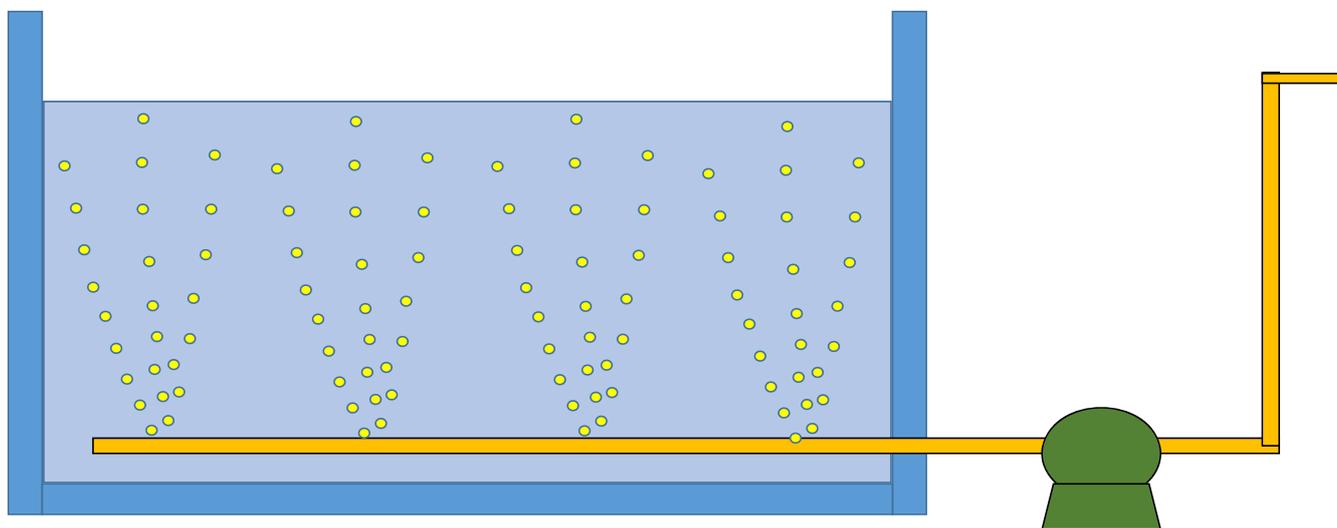
- 排出量を低減すること



11

既存の他の装置を利用する

悪臭除去装置を兼ねるようにする



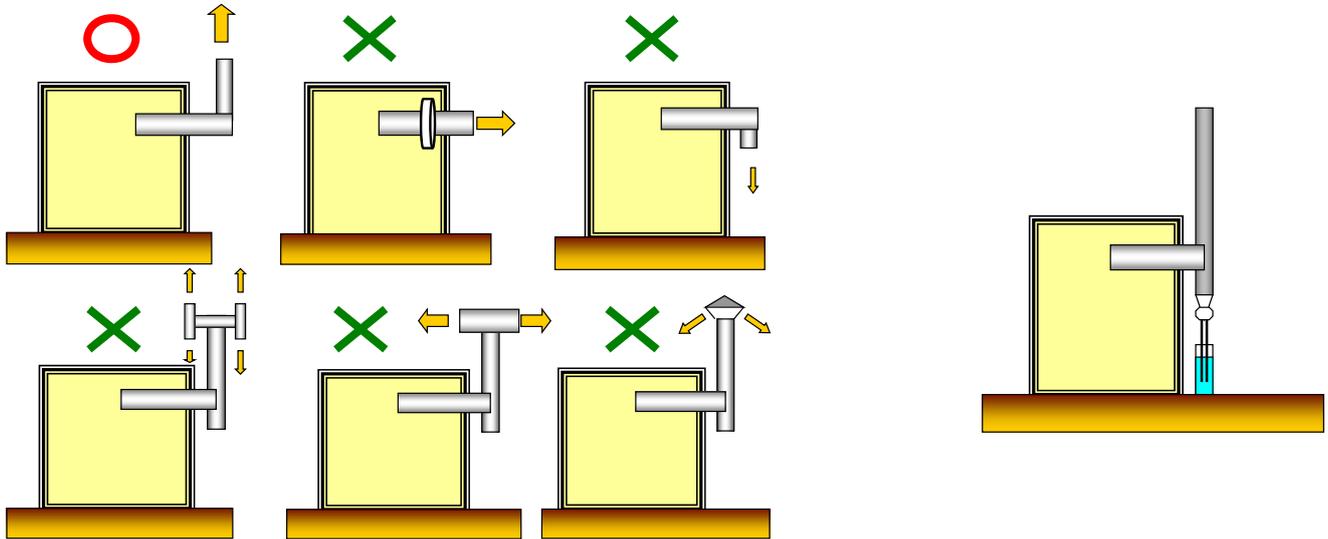
12

排出口の高さ及び向きを変更する対策



13

排出口の向きを変えること



14

製造方法を変更すること

堆肥の製造方法



15

第 46 回公害紛争処理連絡協議会から

「裁定手続について」

公害等調整委員会審査官 遠山 敦士

公害等調整委員会の審査官で遠山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の予定も終盤となりまして、ちょっと講演が続いておりますが、もう少しだけおつき合いいただければ幸いです。

1 目的について

「裁定手続について」という講義の目的ですけれども、裁定手続といいますと、恐らく公害紛争処理制度の一つということでご存じの方も多いかと思いますが、具体的なイメージがわからないということがあるかと思っております。特に、公害審査会にかかわられておられる方々にとっては、公害審査会の当事者との間で何らか裁定手続について説明をする機会も多くあるかと思っておりますが、そういった場面では、なかなか説明は難しいということがあるのではないかと考えております。そこで、そういった際に説明をする一つの方法として、お伝えすることができればと思っております。

また、富越委員長や飯島事務局長よりお話もありましたが、審査会に係属している調停事件の中で、調停ではなかなかまとまらないけれども、中立な立場で一定の判断があれば紛争が解決できるという事件も、場合によってはあるかもしれません。あるいは、調停が係属していて、その係属中で今、一定の判断があるということで、調停の進む可能性があるかもしれません。そういった場面に役立てていただきたいということで、そういった趣旨のお話をさせていただきたいと思っております。そういった事件がありましたら、積極的に裁定手続をご活用いただければと思っております。他方で、なかなかイメージのわからない手続ですので、注意点もあります。そのあたりを中心にお話しさせていただきます。

特に、お伝えしたい内容については、私の方で作成いたしました「裁定手続について」という本日の資料、一応、これだけを読めば最低限のことはわかるように書いているつもりですが、公害審査会の事務局の方々、担当の方々におかれましては、この資料4（46～47頁）をほかの担当の方にも是非共有していただければと思っております。そういうことで、お伝えしたい内容はここに書いてありますので、気楽に聞いていただければ幸いです。

2 裁定手続の種類について

裁定手続というのは、公害に係る当事者間の民事上の紛争について判断を行う手続で、責任裁定と原因裁定と2つあります。

責任裁定は、損害賠償責任の有無、それから賠償額について法律判断を行うという手続であります。そして、不法行為に基づく損害賠償請求についての判断を行う手続ということになります。

原因裁定は、不法行為のうち加害行為と被害との間の因果関係について法律判断を行う手続ということになります。

3 裁定手続の流れについて

裁定手続は、非常にごく簡単に言ってしまうと、民事訴訟に準じたような手続になっています。理解する一つのよい方法としては、民事裁判と比較をするという方法があります。大まかな手続の流れを、順を追って説明いたします。まず、申請人から申請書の提出があり、それを公害等調整委員会で受付けをした後、申請書の必要的記載事項や申請の要件を審査します。

その後、不備等あれば補正を求めることもあります。その段階で仮に要件を満たすことになったとしても、公害と言えるという場合であっても、事案が軽微である場合などの事情によって、公害等調整委員会の判断で不受理になることがあります。これが記載のある裁量不受理であります。形式的には公害と言える、典型7公害に当たることになったとしても、余りにも軽微な事案については、公害等調整委員会で判断をし、事件として扱うことをしないという手続が一応認められています。ただ、現状、比較的、事件の傾向としては、産業型から近隣紛争的な事件が増えておりますので、比較的そういった小規模な事件についても、裁定手続で拾っているという現状にはあると思います。

受理した後の話です。通常、公害等調整委員会の委員3名によって構成された裁定委員会が各事件を担当し、進行や判断を行うことになります。裁定委員会の下に事務を担当する事務局の職員がつかまいます。通常は審査官2名、審査官補佐が1名、主査が1名で、担当することになります。公害等調整委員会が正式に受理し、裁定委員会が組織された後は、相手方である被申請人に郵便で申請書と提出のあった証拠、これを送りまして、1カ月から2カ月程度の期間で、相手方である被申請人から答弁書の提出を求めるという形になります。そして、答弁書の提出を受けた後、裁定委員会が主催する審問期日を行い、主張や証拠を確認しながら、手続を進めていくということになります。

その手続の進め方ですけれども、まずは当事者双方から主張や証拠を提出してもらい、裁定委員会がそれらを踏まえて申し立て事項を判断することになります。ここまでは民事裁判に近い形になります。若干違うのは、裁定委員会が判断するために必要があると判断する場合、裁定委員会自らが必要な調査を行うことができる点にあります。幾つかキーワードを太字にしていますが、そのあたりのキーワードを詳細に見ていきます。

4 審問期日について

審問期日では、双方対席の公開で行われます。そのため、出席するのは、まず裁定委員

会、事務局、それから、当事者では、申請人本人、代理人がついていれば代理人、被申請人本人、代理人、これが出席をします。そして、傍聴席がありますので、傍聴人がいる形になります。公開の手續という点は、調停とは異なることになります。

審問期日を開く場所については、東京にあります公害等調整委員会に審問廷と呼ばれる部屋があり、そこで開催するのが基本になります。もっとも、現地期日の開催ということを行っております。裁定事件は、管轄の対象が全国となりますので、東京から離れた地方の事件については、東京から離れたところに在住する当事者の負担軽減を図るために、審問期日を開催する前に、現地で期日を開催する場合があります。少し前の実績としては、平成24年度から平成26年度の間で計20回ほど現地期日を開催しております。現地期日を行う場合、具体的には、申請人、被申請人の住所に近い都市のホテルの会議室などで行うことが多いと思います。

審問期日の開催時期について、現状では、一定の間隔で定期的に期日が入るわけではありません。そこが民事裁判とはちょっと違うところと思うのですが、事件ごとに必要に応じて審問期日を開催するという形で行っています。ただ、審問期日のみでは主張や証拠の整理が困難な場合がありますので、双方立ち会いのもと、事務局の方で進行協議と呼んでいる打合せの機会を設けて、主張や証拠を整理する場合があります。こういったものは通常、裁定委員会の命を受けて、事務局職員が行っています。

5 専門委員について

公害に係る紛争の内容は専門的分野にわたることがあるため、専門委員という制度があります。具体的事件に対応する形で関連分野の専門家を専門委員に選任することがあります。例えば、騒音の事件であれば音の専門家、土壌汚染の事件であれば土壌の専門家といった具合になります。

専門委員の候補者をどのように選んでいるかについては、ある程度過去の蓄積もありますので、過去に専門委員となった先生、あるいは、その先生からの紹介などで適当な候補者を探していくことが多いように思います。あと、候補者の選任手続の段階で、当事者との関係では、当事者にも専門委員候補者の名前とか経歴等を示して、意見を求める形を今とっています。その意見も参考にして、選任をするかどうかを裁定委員会が決めるという形になります。

専門委員の関与の仕方について、基本的には裁定委員会を補助する立場となっていますので、例えば、現地を確認する際に立ち会って確認をしてもらう、裁定委員会において職権調査が必要と判断した場合に、その調査の設計ですとか仕様などについて専門的なアドバイスをもらう、あるいは、調査結果、当事者が提出した証拠などを踏まえて専門的知見からの評価を加えた意見書を作成・提出してもらう、こういった関与の仕方があります。意見書につきましては、裁定委員会の意見ということではなくて、あくまでも専門委員の意見という、証拠の一つという扱いになります。

6 職権調査について

職権調査としては、大きく分けると、裁定委員会の委員、事務局職員、専門委員等による現地調査、現地を確認するということが、それから、民間の調査会社に委託をして行う調査というものがあります。

現地調査については、実際に事務局職員が双方の立ち会いを基本として現地を確認しに行くことがあります。その結果については、報告書を作成し、報告書を証拠とするのが通例です。

調査会社へ調査を委託することが、民事裁判に比べると特色のある制度になります。手続的には、裁定委員会が調査を必要と判断した場合に、事務局において専門委員の助言などを受けながら調査の仕様書を作成し、仕様書の内容について、当事者にも意見を確認した上で委託先を競争入札等で決めて、契約をします。契約に基づいて、委託先が実際に測定等の調査を行い、その結果を報告書として裁定委員会に提出してもらうという流れになります。

こういった委託調査の費用については、内容にもよりますが、100万円以上かかるものもあります。こういった調査費用、誰が負担するのかというのが当事者の関心事かと思いますが、これは国費によって負担することになります。例えば、裁判において鑑定をする場合は、あらかじめ立替払いをすとか、そういうことが必要になるわけですが、そういった必要もありませんし、あるいは、裁定が出た後に当事者の負担ということもありません。あくまでも国費の負担ということになります。

その意味で、調査の点では魅力的な部分なわけですが、注意の必要な点がありまして、手続的に裁定申請があれば、必ず職権調査をするわけではありません。何度も申し上げていますが、当事者双方の主張・立証を踏まえて、事案解明のために裁定委員会が必要と判断した場合に調査を行う場合があるということになります。この職権調査には、当事者の方に申立権はありませんので、したがって、どんな事案であっても調査をするというわけではありません。もし、審査会の調停案件を公害等調整委員会の裁定手続にどうだろうかと考えた場合に、当事者に対して、公害等調整委員会に申し立てをすれば、何でもお金をかけて調査してくれるといった具合に、無限定に説明をしますと、ミスリードになることがありますので、その点は注意をしていただきたいと思います。

最近の流れとしては、相隣関係的な公害が増加しているため、職権調査のあり方についても考える必要があるというのが、私の個人的な考えになりますけれども、そういうふうには思っております。形式は、公害の要件に当たるとしても、実質的に近隣紛争に近いものについて、その事案解明のために国の費用で調査をするという必要性がどこまであるのかは、常に疑問に思わなくはないところで、国の費用で調査をするというのは、公害が公の関心事、社会の関心事であるという点に求められるように思います。そうすると、相隣関係的な紛争について、国の費用で調査をすることが、理屈に合わなくなってくる部分もあ

るのではないかと。それを行うにはそれ相応の理由が必要になってくるのでありまして、職権調査自体は委員会の判断ということになりますが、そういったところも最近の流れとしてはあるのかというふうに、これは個人的な意見として思っております。

7 職権調停について

裁定手続の中で当事者間に合意が成立しそうな場合には、職権で調停に移行する制度があります。これを職権調停といいます。裁定手続の過程で話し合いによる解決の見込みが立つ場合には、調停に付しまして、調停手続においてその調停が成立した場合に、裁定は取り下げられたとみなされて、手続が終了することになります。手続的には、裁定手続の中で審問期日ですとか進行協議期日等を行い、ある程度、主張や証拠を整理して、そういったものが終わった段階で判断をするというわけですが、その過程で双方に話し合いによる見込みが出た場合に、事務局を通じて合意事項を調整し、合意ができる場合に、調停に移行する形になります。

このため、最初から職権調停を前提とする裁定の申請については、裁定の形で申請をして、実質は調停を求めるといった内容の申請については、必ず職権調停に移行するというわけではないことに注意をしていただきたいと思います。あくまでも、裁定の審理過程で話し合いの見込みが立つという場合に初めて移行の余地が出てくるもので、当初から調停移行ありきというような手続進行の意向を当事者が持っていたとしても、それはそのとおり進行するとは限らないことにご注意ください。

8 裁定書について

審理が進みまして、裁定委員会が審問期日を終結した後に裁定を行うことになります。民事裁判の判決のような形式で結論と理由が記載された裁定書を、当事者双方に郵便で送達する形で行います。責任裁定については、効力の話ですけれども、裁定書が送達されてから30日以内に裁定の対象となった損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関して当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したとみなされます。他方、原因裁定については、因果関係についての裁定委員会の意見を判断することによって、当事者間の権利義務を確定するようなものではありません。

責任裁定については、例えば、判断の中で100万円を支払えという内容の裁定が出た場合に、30日以内に不服の訴え提起がなければ、その100万円を支払うという内容の合意が成立したものとみなされることになります。他方、原因裁定の方は、あくまでも因果関係について裁定委員会の意見を判断するだけですので、直接、権利義務を左右するものではありません。それを踏まえて話し合いをする、あるいは訴訟を起こして、その中で証拠の一つとして活用するような形になります。

責任裁定と原因裁定については、裁定自体、不服申し立ての手続、行政上の不服申し立てはないということになります。

それから、合意を擬制することで、責任裁定については執行力がありません。判決のように債務名義になるということもありません。相手が履行を求めても応じてくれない場合はどうなるのかについては、強制執行するためには別途訴訟を提起する必要があります。ただ、責任裁定が送達しまして30日を経過している場合には、同一内容の損害賠償に関する訴えについて、公害紛争処理法第42条の20の合意を擬制する法的効果によりまして、責任裁定があったこと、それから所定の期間内に訴えの提起がなかったこと、これが認定されますと、裁定の効力が生じた時点で裁定どおりの内容の法律関係が存在したことになりますので、その内容が判決の判断という形になります。

例えば、一定の賠償金の支払いを求める裁定、50万円を支払えというような内容の裁定があったとして、それが30日経過しますと、50万円の支払い義務の合意ができるようになります。逆に棄却という裁定になりますと、支払い義務はないという合意ができることになりまして、そういった効力があるということを訴訟で主張しますと、それに基づいて判決がされるというようなことになります。

義務を履行しないというものについて、調停や責任裁定については、義務を負っている者が正当な理由なしに履行を怠っている場合には、公害等調整委員会に義務履行勧告の申し立てをすることができることになっております。

9 裁定手続に協力しない場合（主に被申請人）について

最後にQとして、「裁定手続に協力しない場合はどうなる？」は以前、ブロック会議に参加した際に都道府県の方か市町村の方か、裁定についてのお話をさせていただいた際に質問として出た内容になります。質問された方のお話ですと、こういう制度があるという説明をした際に、相手方がそんなものは行かなければいいのだというような話をするとか、あと、相手方が公害等調整委員会の手続の利用を望んでいないとか、そういうときに手続は進むのですかというような質問を受けました。あるいは、申し立てを起こされた場合に、それを放っておいて、無視しておいても大丈夫でしょうかというような質問もあつたりしました。

そこについての回答として、ペーパーには書いていないのですが、一応、過去のここ最近の例になってしまいますが、裁定事件の中で欠席をするというのはほとんどなくて、相手が協力しないと言っても、不満を持っている場合はありますけれども、大抵は答弁書を出して反論をするというのが通常で、余りそういった例はなかったのですが、つい最近、私の担当している事件でそういうことになりそうなものがありまして、どういうふうなことになるかというのをちょっと整理してみました。

まず、裁定は、最初に申し上げたとおり、民事訴訟に準じた手続となっておりますけれども、欠席判決のような規定はありません。擬制自白等の規定もないので、裁定の効力が合意を擬制することで、和解契約と同一の効力ということからもわかるとおり、ある程度双方が手続に協力をすることが念頭に置かれていると思われ、不誠実な者に対する制

裁のような規定は、一部分の罰則を除いてないということになっています。

手続をどうするか、一つの方法としては、申立人の主張に対して、被申請人の言い分がないものとして、申請人から提出された証拠を取り調べるほか、裁定委員会が自ら事実の調査をすることができますので、そういった調査をし、あるいは、職権証拠調べをしたような証拠に基づいて審理を進め、裁定をすることになると思います。

手続の過程で被申請人側に手続の説明や言い分がないのはどうしてなのかというところは、当然、事務局としても確認をしていきます。そして、手続に協力したらどうなるかとか、いろいろ話をしていくこととなりますが、そういったもし協力しなかった場合でも、一応、相手方の協力がなくても、裁定の手続は進められるわけですが、実質的に中身のある裁定を行うためには、協力をしようという手続への理解というのは多少必要だと思います。

責任裁定の効力を踏まえますと、手続は進められますので、一定の判断は証拠に基づいてすることができることとなりますから、自己に不利な判断になるおそれは当然あるということで、欠席をしても得とは言い難いということになると思います。ですので、こういった被申請人側にいる場合には、決して得ではないということをお話いただければいいと思います。

最後、駆け足になりましたけれども、私の講演は以上で終わりにいたします。ご清聴どうもありがとうございました。

「裁定手続について」

平成28年6月2日

公害等調整委員会事務局
審査官 遠山敦士

1 講演の目的 裁定制度を説明する際の一助に

たとえば、公害審査会に係属した調停事件の中で、中立の立場で一定の判断があれば紛争が解決するかもしれないという事案がある場合など裁定制度の紹介をしたい、という場面など

2 裁定手続の種類

裁定手続 公害に係る当事者間の民事上の紛争について判断を行う手続

- ①責任裁定＝損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行うという手続
- ②原因裁定＝加害行為と被害と間の因果関係について法律判断を行う手続

3 裁定手続の流れ

裁定手続⇒民事訴訟に準じた手続。民事裁判との比較が理解の助けになる

【手続の流れの一例】

(受理まで)

申請書受付

⇒申請の要件を審査

⇒受理又は不受理（裁量不受理）

(受理後)

裁定委員会（判断者）の組織，事務局担当者の決定

⇒被申請人に申請書と証拠を送付

⇒（1～2ヶ月程度の期間）被申請人から答弁書の提出

(その後の手続)

審問期日，進行協議，専門委員の選任，職権調査など。

⇒最後の審問期日を開き，終結する。

⇒裁定書の送付。

○「審問期日」について

- ・双方対席の公開で行われる（裁定委員会，事務局，申請人本人・代理人，被申請人本人・代理人が出席する。公開のため傍聴席がある。）
- ・審問期日の開催場所
基本は東京（公調委）。もっとも，遠隔地の当事者の負担軽減のため，現地期日の開催もある。

- ・審問期日の開催時期
一定の間隔で定期的にはではなく、必要に応じて開催をするという形式をとっている。
主張や証拠の整理のため、事務局による進行協議などの活用を行うこともある。

○「専門委員」について

- ・具体的事件との関係で、専門家を専門委員に選任する場合がある。
- ・専門委員の関与の仕方 基本的に裁定委員会を補助する立場
 - ①現地調査の立会い、確認
 - ②職権調査（委託調査）へのアドバイス
 - ③意見書の作成（証拠としての扱い）

○「職権調査」について

- ・**現地調査**⇒事務局職員が双方の立ち会いを基本として現地を確認する場合あり。確認した内容は報告書にして証拠化することが多い。
- ・**委託調査**⇒裁定委員会が調査を必要と判断した場合に、所定の手続を踏んで委託先を決め、調査を行う。調査結果は報告書にして証拠化する。費用負担は公費（国費）負担。

※手続的には裁定の申請があれば、必ず職権調査を行うわけではない。

裁定委員会が必要とした場合に調査を行う場合がある。

当事者に対して、「公調委であれば何でもお金をかけて調査をしてくれる」といった説明はミスリードになるので注意

○「職権調停」について

裁定手続の過程で話し合いによる解決の見込みが立つ場合には調停に付し、調停手続において調停が成立した場合には裁定は取り下げられたとみなされて手続が終了する。

※申請当初から調停移行の意向であっても、職権調停に移行するとは限らないという点は注意

○「裁定書」について

審問期日終結後、裁定委員会が裁定書を作成し、当事者に送付する。

責任裁定の効力は、裁定書が送達されてから30日以内に裁定の対象となった損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされる（合意の擬制）が、債務名義にはならない。

原因裁定は、因果関係についての裁定委員会の意見（オピニオン）を判断。

※裁定自体への不服申し立て手続はなし。

Q. 裁定手続に協力しない場合はどうなる？

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問（調停）期日の開催状況（平成28年4月～6月）

平成28年4月～6月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
4月12日	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件第2回審問期日	東 京
4月13日	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件第3回審問期日	東 京
4月20日	新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件第2回審問期日	東 京
4月27日	大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件第1回審問期日	東 京
5月11日	港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件第1回審問期日	東 京
5月12日	世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件第2回審問期日	東 京
5月18日	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件第3回審問期日	東 京
5月31日	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件第1回審問期日及び同原因裁定申請事件第2回審問期日	東 京
6月15日	大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件第2回審問期日	東 京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成28年4月～6月）

受付事件の概要

墨田区におけるビル解体及び建築工事による地盤沈下被害等原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第1号事件）平成28年5月24日受付

申請人A及び同人が代表取締役を務める申請人B有限会社とが、申請人Aほか共有する土地及び建物の不同沈下は、被申請人らのマンションの解体及び建築工事によるものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件

（平成27年（セ）第7号事件）

1 事件の概要

平成27年11月4日、兵庫県宝塚市の住民2人から、研究施設を運営する公益財団法人及び学校法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが、申請人ら宅に近接している研究施設から排出される化学物質により、申請人Aは、鼻・目の痛み、吐き気等、申請人Bは、鼻・目・喉などの痛み、頭痛、吐き気、呼吸困難等の健康被害が生じたほか、防毒マスクをつけて過ごすことを余儀なくされるなどの肉体的・精神的苦痛を受けたとして、研究施設を運営する被申請人ほか1名に対し、連帯して、申請人Aに対し1,000万円、申請人Bに対し1,500万円の損害賠償金の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めましたが、平成28年4月13日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件

（平成25年（ゲ）第11号事件）

1 事件の概要

平成25年7月2日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定を求める嘱託があった事件です。

嘱託事項は以下のとおりです。原告所有土地に隣接する被告Aの営む油槽所からの油の漏えい事故と、同じく原告所有土地に隣接する被告Bの営む油槽所からの油の漏えい事故、それぞれの油漏えい事故と原告所有土地の油汚染との間の因果関係の存否について原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、専門委員1名を選任の上、各種の職権調査を行うとともに、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成28年4月19日、原告所有土地の一定範囲の油汚染について被告らによる油漏えいとの間に因果関係を認めるとの裁定を行い、本事件は終結しました。

徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件

(平成26年(調)第1号事件)

1 事件の概要

本件は、まず、平成26年3月14日、徳島県徳島市の住民70人から、産業廃棄物再生処理業者、産業廃棄物排出事業者14社及び徳島県を相手方(被申請人)として、徳島県知事に調停を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。件外産業廃棄物処理業者(既に経営者死亡により経営実態がない)により設置された産業廃棄物最終処分場(安定型)において、不法投棄等が繰り返された結果、本件処分場には管理型産業廃棄物、性状不明な廃棄物や汚泥が埋め立てられ、計画盛土高を超える標高となっており、環境ホルモン類の溶出が危惧されるなど、周辺的生活環境に重大な支障を生じるおそれがある。これらのことから、申請人らは、被申請人らに対し、共同して、(1)本件処分場等におけるボーリング調査(産業廃棄物の埋立状況、汚染の状況調査)、(2)本件処分場等の周辺における地下水分析等の継続的な調査、(3)周辺的生活環境の汚染を引き起こさないよう適切な措置を講じること、を求めたものです。

徳島県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、関係する香川県知事に対し連合審査会の設置について協議しましたが、協議が整わなかったため、同条第5項の規定により、本調停事件を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、平成26年4月3日に受け付けました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受け付け後、直ちに調停委員会を設けました。調停委員会は、1回の現地調停期日を開催するとともに、廃棄物処分場分野全般に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めたものの、平成28年4月26日、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を

継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第 36 条第 1 項により調停を打ち切り、よって本事件は終結しました。

大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 9 号事件・平成 28 年 (調) 第 7 号事件)

1 事件の概要

平成 27 年 12 月 21 日、東京都大田区の住民 2 人から、食品加工販売会社及び近隣住民 1 人 (同経営者) を相手方 (被申請人) として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人は、申請人ら宅に隣接したコーヒーばい煎作業場において、コーヒー豆のかすや油かすなどの粉じんを排出し、焦げ臭い悪臭、騒音、振動を発生させている。これにより、申請人ら宅の外壁、屋根、ベランダ等には、粉じんの飛散、油分等の付着が見られ、粉じんが飛散しているときは洗濯や窓を開けることができないなど、種々の生活被害を受けているほか、申請人 B は、悪臭等及び被申請人らとの交渉による不安やストレスのため、不安神経症、不眠症等を発症するなど、精神的・肉体的苦痛を受けるとともに、申請人ら宅の外装メンテナンス工事費用等を支出したなどとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人 A に対し 93 万 7,750 円、申請人 B に対し 85 万 7,076 円の損害賠償金の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成 28 年 6 月 15 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し (平成 28 年 (調) 第 7 号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成 26 年 (セ) 第 9 号事件)

1 事件の概要

平成 26 年 9 月 11 日、神奈川県横浜市の住民 1 人から、建設会社を相手方 (被申請人) として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人は、工所用仮橋 (ゲート) 建設、宅地造成工事及びマンション建設工事に伴う掘削機・重機の使用、杭打ち、最大 90 台/日に及ぶ大型工所用車両の通行等により、激しい振動、騒音、土埃の粉塵、悪臭を発生させている。特

に、振動と騒音は、精神的・肉体的に許容範囲を超えるほど激しく、申請人は精神的・肉体的苦痛等を受けた。

申請人は、工事開始前に市長に対し、紛争調整申出を行い、車両制限を要請したが、不調に終わり、また、工事開始後も被申請人及び市に対し、苦情を申し立てたが、改善されなかった。その後も、被申請人等と話し合いを行ったが、補償は拒否され、さらには、弁護士を代理人として交渉したが、改善されなかった。このため、建物補修費用、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金 356 万 5 円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 28 年 6 月 21 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件

(平成 27 年 (セ) 第 3 事件)

1 事件の概要

平成 27 年 8 月 10 日、東京都新宿区の住民 2 人から、不動産会社及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅に近接したビル解体工事から発生する騒音・振動により、申請人 A は、ゆっくり休むことができず、神経的に不安を感じているとともに、自ら経営している茶席の貸し出しができないでいるほか、振動による茶席及び工房に壁のひび割れや屋根瓦の緩みが生じ、申請人 B は、高齢で持病があり、寝室で休んでいるが、十分に休むことができないなど、営業損失及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計 1,365 万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 28 年 6 月 21 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成 25 年 (セ) 第 21 号事件)

1 事件の概要

平成 25 年 9 月 13 日、神奈川県鎌倉市の住民 2 人から、ドッグスクール経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人は、申請人ら宅の隣接地にドッグスクールを開校し、犬の鳴き声やトレーナーの大声による騒音及び悪臭を発生させている。この騒音により、申請人Aは不安、不眠、食欲低下等の健康被害を受け、申請人らは避難のための転居を余儀なくされ、また、ドッグスクールの存在による申請人ら宅の不動産価格の下落等の損害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金1,082万800円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成28年6月28日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要（平成28年4月～6月）

受付事件の概要

滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件

（平成28年（フ）第1号事件）平成28年4月19日受付

申請人らが、滋賀県知事（処分庁）に対し、同知事が行った滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分について、取消を求めて不服裁定を申請したものです。

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成28年4月～6月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
青森県 平成28年(調)第1号事件	福祉施設からの騒音被害防止請求事件	28.4.26
群馬県 平成28年(調)第2号事件 (参加)	リサイクル工場からの悪臭・騒音被害防止等請求事件	28.4.15
長野県 平成28年(調)第1号事件	薪ストーブ煙害防止請求事件	28.4.28
東京都 平成28年(調)第1号事件	自動車修理工場からの騒音及び粉じん防止請求事件	28.4.14
東京都 平成28年(調)第2号事件	保育所からの騒音低減請求事件	28.6.3
京都府 平成28年(調)第1号事件	大型バス駐車場設置による騒音・振動等のおそれ公害防止等請求事件	28.4.14
京都府 平成28年(調)第2号事件	木材加工工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	28.5.9
大阪府 平成28年(調)第2号事件	家庭用燃料電池からの騒音・振動被害防止請求及び損害賠償請求事件	28.6.2
愛媛県 平成28年(調)第1号事件	風車建設による低周波音等のおそれ公害防止等請求事件	28.6.14
宮崎県 平成28年(調)第1号事件	リサイクル・分別工場からの騒音・振動・粉じん公害被害防止等請求事件	28.4.15

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
青森県 平成28年(調) 第1号事件 [福祉施設からの騒音被害防止請求事件]	青森県 住民1人	社会福祉法人	平成28年4月26日受付 被申請人は、特別養護老人ホームを営んでおり、そこから発生する騒音等により、申請人は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人は、エアコン、床暖ヒートポンプ、ランドリー、エコキュートから発生する音を低くすること。	平成28年5月20日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
埼玉県 平成28年(調) 第2号事件 [浴室換気扇からの悪臭被害防止請求事件]	埼玉県 住民1人	埼玉県 住民1人	平成28年1月8日受付 被申請人宅の浴室の換気扇が申請人宅に向いており、被申請人宅の浴室の臭気が申請人宅に流入する。毎日長時間に及ぶカビやドブのような臭いにより、申請人は苦痛と健康面での不安を感じている。よって、被申請人は、被申請人宅の浴室に設置されている換気扇からの臭気を低減する措置を取ること。	平成28年4月11日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
東京都 平成26年(調)第1号事件 [清掃事務所からの騒音防止請求事件]	東京都 住民1人	区(代表者 区長)	平成26年1月30日受付 清掃事務所からの騒音・悪臭によって被害を被っている。よって、被申請人は、①清掃車の出入りと、清掃作業員の送迎乗車を、清掃事務所の西側道路ではなく東側で行うこと。②清掃事務所内におけるゴミ圧縮作業を中止すること。③清掃事務所の土曜日・祝日の作業は東側道路付近で行うこと及び日曜日、祝日の清掃事務所の稼働を中止すること。	平成28年6月21日 調停打ち切り 調停委員会は7回の調停期日の開催等手続きを進め、再度騒音測定をすることを勧めたが、申請人の意向により調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成27年(調)第2号事件 [家庭用ヒートポンプ給湯器からの騒音・低周波音被害防止請求事件]	東京都 住民2人	東京都 住民1人	平成27年5月12日受付 被申請人宅のエコキュートから発生する低周波音により健康被害を受けている。よって、被申請人は①エコキュートの使用を停止すること。②エコキュートを電気温水器、ガス給湯器などの低周波音を発生させない機械に交換すること。	平成28年5月9日 調停成立 調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 平成27年(調)第5号事件 [マンション内公開空地等からの騒音防止等請求事件]	東京都 住民3人	マンション 管理組合	平成27年8月28日受付 被申請人が管理する空地からの騒音によって被害を被っている。よって、被申請人は、(1)マンションの広場状空地、歩道上空地及び公開空地での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止④駐輪禁止と自転車走行の禁止。(2)庭木剪定作業は、飛散防止しながら手作業で行い、チェーンソーを使用しないこと。(3)ベランダ屋外での洗濯物干し、布団干しの禁止、布団叩きの禁止。(4)工事をする場合は事前に連絡すること。	平成28年6月2日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成27年(調)第6号事件 [マンション内自主管理公園等からの騒音防止等請求事件]	東京都 住民3人	マンション 管理組合	平成27年8月28日受付 被申請人が管理する公園からの騒音によって被害を被っている。よって、被申請人は、(1)マンションの自主管理公園での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止④駐輪禁止。(2)申請人宅の北側道路上での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止。(3)庭木剪定作業は、飛散防止しながら手作業で行い、チェーンソーを使用しないこと。(4)ベランダ屋外での洗濯物干し、布団干しの禁止、布団叩きの禁止。(5)工事をする場合は事前に連絡すること。	平成28年6月2日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
石川県 平成28年(調)第1号事件 [道路からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	石川県 住民2人	市(代表者 市長)	平成28年1月12日受付 国道A号線と市道B号線が連結されたため、申請人住居が市道に突出した住宅環境になった。申請人住居横の市道B号線を通り抜ける多数の走行車の場景及び騒音により精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①市道B号線の道路管理者として、「終日大型車・中型車進入禁止」、「時間規制」を早期に実施すること、②①の要望と同時に走行車の速度規制についても、関係機関と協議を行い、早期に実施すること、③市道B号線を「生活道路」として認識している以上、	平成28年5月25日 調停打切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			通り抜けのみに市道を利用する車をさらに自主規制させる効果ある対策を早期に実施すること、④現在に於いても上記措置を執らない為、相当の慰謝料及び住居建具を防音サッシに取り替える費用59万5千円を支払うこと。	
静岡県 平成28年(調)第1号事件 [自動車修理工場からの悪臭・騒音防止請求事件]	静岡県 住民1人	自動車修理工場	平成28年3月22日受付 被申請人が営む自動車修理工場からの悪臭・騒音によって被害を被っている。よって、被申請人は、作業中の悪臭・騒音に対する十分な対策をとること。	平成28年5月19日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
愛知県 平成27年(調)第3号事件 [工事による地盤沈下のおそれ公害防止請求事件]	愛知県 住民2人	市(代表者 上下水道局長)	平成27年11月2日受付 被申請人は、平成26年5月頃に浸水対策を目的とし、降雨を排水するため新たに道路下に下水道管を布設する工事に着工した。しかし、平成27年8月24日、申請人の住所地の北側に隣接する郵便局及び申請人の住所地の土地に近接する土地に道路陥没が発生した。本件工事計画には欠陥があり、申請人ら住所地の交差点南側道路には、他の工事現場と異なり、内径2600ミリの既設の下水道管があるにもかかわらず、内径2400ミリの下水道管を上下に重ねて折り返して設置しようとする不自然かつ危険な工事計画となっている。それに加えて、本件工事によるトンネル推進掘削工事の方法が誤っていたために、申請人ら所有地付近の土地に空洞が発生し、道路陥没が発生した可能性が高い。また、被申請人は、平成26年12月に、申請人らが所有する土地建物に隣接する車道で試掘を行っていたが、その試掘のために昼夜車道に車両が通過する度に強い振動が生じ、申請人らが家屋内に居てもその振動が感じられる状態が続いたことから、本件工事前の地盤調査が不十分であった疑いが十分といえる。さらに、本件工事の施工は建築基準法施行令136条の3第3項に違反する危険なものといえるか同条に予定するのと同程度に危険なものといえ、違法な工事である。被申請人の違法な工事の施工により申請人らの土地・建物が陥没し、居住できな	平成28年6月14日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			くなれば、申請人らの土地・建物の所有権が侵害されることは明らかであるため。よって、被申請人は、申請人住所地付近の工事を直ちに差し止めること。	
三重県 平成28年(調)第 1号事件 [廃棄金属リサイクル施設からの騒音等被害防止請求事件]	三重県 住民1人	廃棄金属リサイクル会社	平成28年1月25日受付 事業所において、運んできた金属をダンプから地面に落とすときの音、大型重機で金属を積み上げる音、大型トラックへ金属を積み込む音が、70dB以上で、瞬間的には90dBを超える。また、重機で金属を押し込むために起こる揺れは地震そのものであり、このまま続けば家の傾きや壁のひび割れにつながらないか不安である。自営業で毎日家におり、このような状況下で不安な生活をしていて、体調が優れず、仕事も手につかない。よって、被申請人は、①事業所の移転、②事業の廃業、③①又は②の措置をとることが難しい場合には、申請人が移転しても良いので、それに係る費用を全額負担、④①～③の措置をとることが難しい場合には、防音壁を設置し当方より30m離れた場所で作業すること。	平成28年6月16日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
大阪府 平成27年(調) 第3号事件 [スーパーマーケットからの悪臭・騒音被害防止等請求事件]	大阪府 住民8人	スーパーマーケット	平成27年6月29日受付 被申請人が展開するスーパーマーケットの新規開店と同時に、店舗西側排気口及び店舗屋上駐車場の排気ダクトから鮮魚・精肉、揚げ物等の異臭が発生し、申請人らは被害を受けた。さらに、来店者の車が当該店舗屋上駐車場を利用する際に、昇降スロープを通過する際に発生する騒音被害も受けている。申請人らから被申請人に上記被害に係る対策を求めたところ、排気ダクトのスイッチは切断されたものの、未だ異臭の排出や騒音被害が続いている。よって、被申請人は、①店舗西側住宅4軒の玄関に面した排気口(10箇所)の撤去をすること、②排気ダクト(店舗屋上駐車場)の撤去若しくは住宅面を避けた北面・東面への移転又は店内でダクト処理をとること、③車昇降スロープを全面アスファルト舗装の措置を講じること、④植木の手入れ、雑草の伐採と水やりの措置をとること。	平成28年4月19日 調停成立 調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成 27 年(調) 第 4 号事件 [塗装事業所からの粉じん被害防止等請求事件]	大阪府 住民 1 人	塗装会社 4 社	平成 27 年 10 月 26 日 受付 平成 27 年 7 月に、申請人の駐車場近隣の塗装工場からの塗料の粉じんが申請人の所有する車に付着し、申請人は 4 事業社への修繕要請、市役所等への苦情相談を行ったが解決に至らなかった。よって、被申請人らは、①工場からの塗料の粉じんにより汚れた車を修繕すること、②今後工場からの粉じんにより、車が汚れることのないように対策をとること。	平成 28 年 4 月 11 日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
大阪府 平成 27 年(調) 第 5 号事件 [造成工事による振動被害現状回復等請求事件]	大阪府 住民 8 人	住宅販売会社 水道工事会社	平成 27 年 11 月 4 日 受付 被申請人らは平成 27 年 4 月中旬より、申請人居住地直近である田の造成工事を始めた。工事着工以来、10tクラスの大型貨物自動車やミキサー車等が申請人ら居住地の狭い生活道路を我が物顔で走行したことや、土地改良工事用の大型ユンボ等と土を掘り起こしたことによる振動で家屋壁面等に被害が発生した。よって、被申請人らは、①事業活動において被害を被った家屋壁面等の修理、現状回復すること、②事業活動において被った精神的苦痛の謝罪をすること。	平成 28 年 4 月 25 日 調停成立 調停委員会は、3 回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
佐賀県 平成 26 年(調) 第 1 号事件 [病院の焼却設備からの排煙による悪臭被害防止等請求事件]	佐賀県 住民 1 人	医療法人	平成 26 年 7 月 31 日 受付 被申請人の病院敷地内に設置されている焼却設備の排煙の悪臭・異臭により、申請人は生活に支障をきたすとともに、健康被害・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①焼却設備の稼働を直ちに停止すること、②焼却設備を他に移転すること、③申請人に対し、金 200 万円の損害賠償金を支払うこと、④平成 26 年 8 月 1 日以降、焼却設備の稼働停止期間を除き、1 か月当たり 10 万円の損害賠償金を支払うこと。	平成 28 年 5 月 31 日 調停成立 調停委員会は、8 回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
佐賀県 平成 27 年(調) 第 1 号事件 [金属加工工場からの騒音被害防止請求事件]	佐賀県 住民 2 人	金属加工会社	平成 27 年 6 月 24 日 受付 被申請人の操業する金属加工工場は、申請人らの住宅敷地場と境界により接している。そのため、操業に伴う様々な騒音(工場の扉の	平成 28 年 6 月 16 日 調停成立 調停委員会は、2 回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			開閉音、工場内での金属加工音、敷地内にトラックが出入りする際の音、クレーンで鉄板や鉄パイプを移動させる際の音等)により、申請人の平穏な生活環境が奪われている。よって、被申請人は、以下の音量を超える騒音は発生させないこと。①昼間:50dB、②朝・夕:45dB、③夜間:45dB	者双方が受諾し、本件は終結した。
沖縄県 平成 27 年(調) 第 1 号事件 [製糖工場騒音・振動等に関する被害防止請求事件]	沖縄県 住民 1 人	食品製造会社	平成27年10月27日受付 被申請人の工場が稼働することにより、申請者自宅において騒音・低周波音・振動による自宅建物のがたつき、亀裂、睡眠妨害等の被害及びばいじん等排出物飛散による汚染の被害が生じている。よって、被申請人は、①12～4月頃の製糖シーズンにおいて、工場から発する夜間の騒音・低周波音・振動が申請人宅に届かないよう必要な措置を講ずること。②上記製糖シーズンにおいて、ばいじん等の排出物が申請人宅に飛散することがないように、遮蔽などの必要な措置を講ずること。	平成 28 年 4 月 25 日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ネットワーク

一致団結！ひがしおおさか！

最前線紹介

大阪府東大阪市環境部公害対策課

本市は、大阪府の中部に位置し、西側は大阪市に隣接し、東側は生駒山を境として奈良県に接しています。人口は約50万人で、製造業を中心とする中小企業が集積しているため、住宅と工場が混在する、いわゆる「住工混在」の街並みが特徴的な「モノづくりのまち」として知られています。また、ラグビーの聖地として知られる花園ラグビー場を有しており、「ラグビーのまち」としての側面もあります。2019年に日本で開催されるラグビーワールドカップの試合会場の1つとして、花園ラグビー場が選出されたため、ますます盛り上がりを見せているところです。

さて、本市は環境都市イメージに「みんなで引き継ぐ豊かな環境創造都市・東大阪」を掲げ、その実現のために、日々業務に励んでおります。公害対策課は、工場等への公害規制、市民の苦情相談などの業務を11名体制（騒音・振動担当：4名、大気・悪臭担当：4名（常時監視担当1名含む）、水質・土壌担当：2名）で行っており、それぞれの苦情相談に対応しております。

当市における公害苦情件数は年間約300件であり、その割合は、騒音が43%、振動が14%、大気汚染が18%、悪臭が17%となっており、騒音振動、大気汚染や悪臭の苦情が大半を占めます。具体的な苦情内容としては、工場・事業場等固定発生源由来の苦情はもちろんのこと、解体工事などの建設工事からの騒音や振動、アスベストやほこりに関する苦情や野焼きの苦情等、非常に多岐にわたります。近年では、工業地域や準工業地域等の工場が比較的多い地域において、工場廃業後の跡地に住居が進出することに伴い、発生する苦情が増加傾向にあります。また、住宅同士での生活騒音トラブル等、公害苦情以外の相談も多く寄せられています。

こういった状況の中で、当課では苦情を受け付けた際には、苦情者の方が本当に困っている内容を注意深く丁寧に聞き取り、そして迅速に現場確認をするように心がけています。また、1つの工場や解体現場に対して複数の事象で申し立てられる場合については、担当同士連携を取りながら、より良い解決へと向かうように努めています。また、苦情対応のほかにも、特定建設作業の届出周知や石綿飛散の未然防止の為、建築部局と連携し、建設リサイクル法に基づく届出情報を提供してもらい、特定建設作

業の届出を行っていない現場について、定期的にパトロールしています。無届の建設業者に対しては速やかに届出を行うよう指導し、合わせて石綿に関する適切な事前調査やその掲示、除去方法を指導しています。

先述のように近年の本市の公害苦情は非常に多岐にわたり、「住工混在」というまちの特徴と合わせて根本的解決や早期解決が難しい苦情も多いですが、公害苦情のより良い解決が「みんなで引き継ぐ豊かな環境創造都市・東大阪」の実現につながると信じ、今後とも一致団結し頑張っていきたいと思っております。



解体現場への立ち入り調査

ネットワーク

がんばってまーす

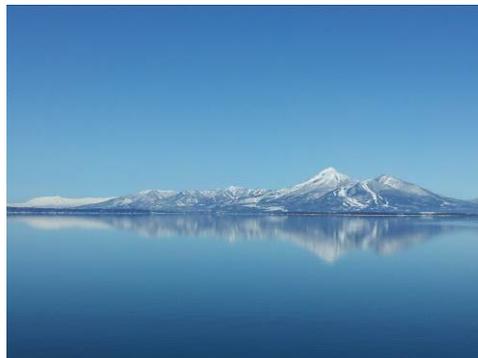
今こそお互い様の精神で

福島県郡山市生活環境部環境保全センター

尾形 文哉



郡山市は福島県の中央に位置し、面積が757 km²、人口が約33万人の中核市です。市の西部には平成14年から17年まで水質日本一を誇った猪苗代湖が位置し、明治時代には水利が悪く不毛の大地だった郡山の安積原野に猪苗代湖から水を引く大事業が行われました。これらの一連の事業は安積開拓と呼ばれ、平成28年4月25日に日本遺産に認定されたことから再度注目されています。



猪苗代湖から磐梯山を臨む

このような豊かな自然環境や住環境を保全するために、環境保全センターでは現在13名の職員で、各種公害関係法令に基づく届出審査、公共用水域や大気の常時監視、各種騒音測定等と環境に係る事務から分析までの幅広い業務を行っています。

郡山市には市民提案制度「みなさんの声」という市政に対する提案や意見をインターネット上から投書できるシステムがあり、市民の皆さんから連日様々な意見が寄せられています。では、当の公害苦情はというと、直接、当センターに苦情等の電話がかかってくることもあれば、そういった投稿システムを経由して寄せられることもあります。平成27年度には54件の公害苦情相談が寄せられ、大気14件、水質2件、騒音23件、悪臭15件と騒音が約四割を占めていました。

そんな「みなさんの声」に一件の騒音に関する投書があったのは夏のような陽射しが差し込み始めた平成27年5月半ばでした。「家を新築し、今の場所に引っ越してきた。しかし、隣接する事業場から発生する作業音が気になり、体調が優れない。子供が生まれたばかりであり、今後の近隣関係もあることから市役所で対応をしてほしい」という女性からのものでした。その事業者は自宅兼作業場で親子二代に渡り営業している金属くず回収業者でした。苦情調査に行った際には「これまで30年間近隣住民とは良好な関係を築いてきた。こんなことを言われたのは初めてだ。どうせ新築で隣に引っ越してきた〇〇さんだろう」と少々憤慨した様子でしたが、「これからの付き合いもあるし、苦情申立人と直接話をしたい」との申し出がありました。しかしながら、苦情申立人からは近隣関係が崩れることを恐れ、名前を明かさないでほしい旨を伝えられていたため「匿名であり、私たちも誰が言っているのかはわからない」という回答

に留めざるをえず、この案件の長期化を予感させる対応のはじまりでした。

事業者は機器メンテナンスの実施、場内の配置変更などの対応を行いましたが、申立人からの苦情は続きました。事業者にそれを伝える度に「申立人と話がしたい」と申し出があり、その都度、申立人には「事業者が申立人と話をしたいと言っている」という内容を伝え、面談を促していました。しかし、「怖くて決心が付かない」という理由からそれを拒まれ続けていました。そんなやり取りが四ヶ月ほど続いた夏の終わりごろ、ようやく申立人が市を第三者に交えた形の面談ならば応じると了承しました。

三者面談は一種の賭けとも思えました。果たしてどういった結果に転ぶのか、第三者である私も非常に緊張しながら現場に向かいました。三者面談は事業場で行われ、事業者から事業内容や、作業内容及び頻度、発生する音の説明が行われました。続いて申立人の自宅に場所を移し、具体的にどういう音を不快に感じるか等の踏み込んだ話がなされました。申立人の自宅二階から事業場を見ながら話をしていましたが、窓を覗くと見事に事業場内が丸見えでした。積みあがったドラム缶などが見えてしまうという、視覚的な問題も相当にあるということを事業者も私自身も実感し、大変驚きました。事業者から「先住権を主張するつもりはない。これまでなあなあで済まされていた部分もあったかもしれないから是正したい。視覚的問題も相当に大きいことから目隠しの意味も込めて防音壁を設置する。作業音自体はこれ以上どうしようもないので、大きな音が出る作業の前には一声かけにくる」という提案があり、これを申立人も「思い切って話をしてよかった」と涙を流しながら了承していました。事業者と苦情申立人がお互いに抱えていたわだかまりを吐露することでそれが解消されたのだと思います。この後、約束どおり防音壁が設置され、現在苦情の申立てから約一年が経過しますが、以降この件に関し苦情の申し立てはありません。

ここまで綺麗な解決に至るような事例は滅多にありません。申立人と被申立人が険悪になっており、とても対話など望めないような状態のこともよくあります。騒音に関しては感覚が占める割合が殊更に大きく、気持ちの問題によっても被害度合いが大きく変化します。今回紹介した事例では申立人が「家を建てたばかりなのに、後から来た人間が苦情を言うことによってトラブルになったらどうしよう」、「あの積み上がっているドラム缶は何」ととどろき疑心暗鬼になっていったことも解決に時間を要した原因の一つとして挙げられます。苦情対応をしていると、「工期がいつまでか」、「その音の原因は何か」というのが分かっただけでもそれなら仕方ないと、申立人が納得した事例もありました。もちろん、すべての苦情がこれで解決するわけではありません。事業活動を行う以上、事業者は規制基準を遵守すべきとも考えます。しかし

ながら、住民側の歩み寄りの姿勢も必要だと感じています。近隣関係が希薄化、権利意識の高まりという時代の変化の中で、改めて事業者も近隣住民もお互い様の精神と普段からの対話の姿勢を持っておくことが大切だと感じます。お互いが歩み寄りながらよりより住環境を作っていくことが、自身の企業活動あるいは住環境を高め、しいては対応の難しい感覚公害の解決の糸口にもつながるのではないのでしょうか。

公害紛争処理関係及び 公害苦情相談員等ブロック会議の開催

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、平成 28 年 10 月下旬から 11 月中旬にかけて、全国を 6 ブロックに分けて、「第 47 回公害紛争処理関係ブロック会議」及び「第 41 回公害苦情相談員等ブロック会議」を開催します。

「公害紛争処理関係ブロック会議」は、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等について情報交換を行うもので、公害紛争処理事務の円滑な実施を目的としています。また「公害苦情相談員等ブロック会議」は、原則として人口 10 万人以上の市及び特別区の公害苦情相談担当者を対象に、公害苦情相談の動向等について情報交換を行うもので、公害苦情相談の適切な処理の促進を目的としています。

本年度のブロック会議は、開催道県及び市のご協力を得て、各ブロックの事情に即した特色ある会議となるよう、議事内容の検討等を進めてきたところです。下記表の日程にて開催予定ですので、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

また、平成 29 年度のブロック会議開催予定県及び市については、下記表のとおりです。来年度会議へのご参加についてもご検討いただけますよう、どうぞよろしくお願いたします。

ブロック名	第47回公害紛争処理関係 ブロック会議(都道府県)		第41回公害苦情相談員等 ブロック会議(市・特別区)		平成29年度 ブロック会議(予定)	
	開催道県	日程	開催市	日程	開催県	開催市
北海道・東北	北海道	10月26日(水)	札幌市	10月26日(水)	岩手県	盛岡市
関東・甲信越・静岡	新潟県	11月8日(火)	新潟市	11月8日(火) ～9日(水)	栃木県	宇都宮市
東海・北陸	三重県	10月20日(木)	津市	10月20日(木) ～21日(金)	福井県	福井市
近 畿	滋賀県	10月28日(金)	大津市	10月28日(金)	奈良県	奈良市
中国・四国	徳島県	11月10日(木)	徳島市	11月10日(木) ～11日(金)	鳥取県	鳥取市
九 州	鹿児島県	11月1日(火)	鹿児島市	11月1日(火) ～2日(水)	沖縄県	那覇市

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども

公害紛争処理の対象になります。

紛争を解決するには、まずは相談を。

公害紛争処理制度に関する相談窓口

こうちょうい

公調委 公害相談ダイヤル

03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00

(祝日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX. 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>



※ 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

【お知らせ】

本号で掲載を予定していましたシリーズ「悪臭に関わる苦情への対応」(第4回)については、執筆・監修者である前・公益社団法人におい・かおり環境協会会長 岩崎好陽氏が6月28日ご逝去されたため、前号の掲載で終了となります。また、本号で掲載した同氏の講演内容は、当日の講演を基に公害等調整委員会事務局にて整理したものであります。ここに哀悼の意を表し、生前頂きましたご厚情に心より感謝申し上げます。

第86号 平成28年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先

総務課広報担当 TEL: 03-3581-9601 (内線 2315)

03-3503-8591 (直通)、FAX: 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp